

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

- 一 土地區劃整理ノ結果トシテ街路敷地ノ一部ハ之ヲ無償收用シ得ルニヨリ、其ノ費用ハ之ヲ防火建築補助費及土地區劃整理費ニ充當スルコト
- 二 土地利用ノ増進ヲ圖リ保安衛生上ノ支障ヲ少カラシムカ爲焼失區域全體ニ亘リ土地區劃整理ヲ徹底的ニ斷行スルコト、但シ道路公園其ノ他公用ニ供スル爲土地區劃整理關係上土地ノ約一割ヲ無償提供セシムルコト

希望 決議

- 一 復興都市計畫ノ實行及財政ノ便宜ヲ圖ル爲東京市内外ノ官有地ヲ整理シ、可成之ヲ開放シ又ハ東京市ニ交付スルコト

□ 第二部委員會決定要領

第二部委員會は十一月十六、十八日二回開會、大體諮問案は原案通承認することに決し、希望條項は評議會總會に於て各委員より陳述することを申合せたり。

ハ 第三部委員會決定要領

第三部委員會は十一月十六日以降開會三回に及び、審議の結果、諮問案は之を承認することとし、之に附帶して左の希望條項を決議す。

希望 條項

- 一 復興計畫區域及復興事業ノ規模ニ關スル件
 - 一 横濱港ヲシテ帝都ノ關門タル使命ヲ全カラシムル爲横濱港震災復舊工事費豫算ノ執行ハ遅クモ大正十三年度中ニ完成シ、尙左ノ工事ヲ施スヲ適當ト認ム
 - (一) 目下施行中ノ第三期擴張計畫ハ港ノ現状ニ鑑ミ年度割ヲ繰上大正十六年度中ニ其ノ完成ヲ期スルコト

- (二) 鶴見川口ヨリ新山下町ニ達スル防波堤ヲ別紙計畫書ノ通新設スルコト(別紙省略)
 - 二 京濱運河ノ速成ヲ期シ、其ノ幅員及水深ハ可成大ナラシムルヲ適當ト認ム
 - 三 土地區劃整理ハ可成燒跡地全部ニ亘リ之ヲ施行スルコトヲ必要ト認ム
- 復興事業ノ負擔區分ニ關スル件

黄濱市ハ殊ニ被害甚大ニシテ負擔困難ナルニ依リ公共團體ノ負擔ハ持ニ氏威スルヲ適當ト認ム

- 一 横濱港ヲシテ帝都ノ關門タル使命ヲ全カラシムル爲横濱港震災復舊工事費豫算ノ執行ハ遅クモ大正十三年度中ニ完成シ、尙左ノ工事ヲ施スヲ適當ト認ム
- (一) 目下施行中ノ第三期擴張計畫ハ港ノ現状ニ鑑ミ年度割ヲ繰上大正十六年度中ニ其ノ完成ヲ期スルコト

(二) 鶴見川口ヨリ新山下町ニ達スル防波堤ヲ別紙計畫書ノ通新設スルコト(別紙省略)

二 京濱運河ノ速成ヲ期シ、其ノ幅員及水深ハ可成大ナラシムルヲ適當ト認ム

三 土地區劃整理ハ可成燒跡地全部ニ亘リ之ヲ施行スルコトヲ必要ト認ム

復興事業ノ負擔區分ニ關スル件

一 横濱市ハ殊ニ被害甚大ニシテ負擔困難ナルニ依リ公共團體ノ負擔ハ特ニ低減スルヲ適當ト認ム

希望 決議

一 高速度鐵道ハ都市構成ノ基幹トナルヘキ重要ナル施設ナルヲ以テ復興院ニ於テ速ニ之ヲ建設スル

コトヲ希望ス

二 地下埋設物ノ整理ニ關スル計畫ヲ定メ速ニ之ヲ實行セムコトヲ希望ス

第三 第二回評議會

十一月二十一日午前首相官邸に於て第二回評議會を開會、審議の結果第一部第二部第三部各委員會決定通希望條件を附し原案を可決す、(曩に第二部委員會の希望條項は評議會總會に於て陳述することに申合せありしと雖、本會に於ては何等の申立なかりき)尙委員中より建議案七件提出あり、其の審議の爲更に第四部第五部委員會を設け調査することに決す。建議案及委員氏名左の如し。

建議 案

第一號

四谷見附ト新橋(烏森)トノ間ヲ聯絡スル鐵道ヲ敷設スルノ件

提出者 門野重九郎

賛成者 杉浦宗三郎

澁澤元治
内藤久寛

(理由)

帝都交通ニ關スル鐵道系統ヲ按スルニ其ノ外環ト稱スヘキ東京驛ヨリ品川ヲ經山手線ニヨリ上野ニ出ツル線路ハ萬世橋上野間ニ缺陥アルモ、此ノ區間ハ現ニ起工中ニシテ近キ將來ニハ此ノ外環線ノ完成ヲ見ルナルヘシ、然ルニ中野新宿ヨリ四谷見附ヲ經テ東京驛ニ入ルモノハ此處ニ前記外環ニ合シ居ルヲ以テ、中野新宿方面ヨリ新橋京橋方面ニ出テムトスルモノハ萬世橋ヲ迂廻セサルヘカラス、此ノ不便ヲ除キ又御茶ノ水線ノ負擔ヲ輕減シ且又市路面電車ノ負擔ヲモ緩和スルノ目的ヲ以テ中央線四谷見附々近ヨリ南ニ分岐シ、外濠ニ沿ヒ溜池ヲ通過シ虎ノ門ニ出テ、新橋驛附近ニ於テ現在ノ高架線ニ聯絡スルノ新線ヲ建設セハ四谷見附萬世橋東京新橋(又ハ有樂町)溜池ヲ通スル所謂内環線トナリ、公衆ノ利便甚大ナルモノアルヘシ、尤モ此ノ内環線敷設ノ曉ハ新橋萬世橋間ニ増線ヲ要スルコト、ナルヘシ。

第二號

東京市内高速度鐵道ノ速成ニ關スル希望

提出者 森 格

小泉又次郎

贊成者 藤山雷太

指田義雄

大濱忠三郎

一 東京及横濱兩市内ニ於ケル高速度鐵道ノ速成ヲ期スル爲適當ナル方法ヲ講セラレ度シ

二 市内高速度鐵道ヲ民間ヲシテ經營セシムル場合ニハ左ノ方法ヲ講セラレタシ

(一) 國庫ヨリ適當ナル補助ヲナスコト

(二) 國庫ヨリ低利資金ノ長期貸付ヲナスコト

(三) 政府ハ東京横濱間及山手線中央線ノ電車線路及設備ヲ提供シ、民間企業家ト合同シテ市内高

一 東京及横濱兩市内ニ於ケル高速度鐵道ノ速成ヲ期スル爲適當ナル方法ヲ講セラレ度シ

贊成者 藤山 雷太

指田 義雄

大濱 忠三郎

二 市内高速度鐵道ヲ民間ヲシテ經營セシムル場合ニハ左ノ方法ヲ講セラレタシ

(一) 國庫ヨリ適當ナル補助ヲナスコト

(二) 國庫ヨリ低利資金ノ長期貸付ヲナスコト

(三) 政府ハ東京横濱間及山手線中央線ノ電車線路及設備ヲ提供シ、民間企業家ト合同シテ市内高速度鐵道ノ速成ヲ計ルコト

第三號

希望條件

提出者 鳩山 一郎

贊成者 馬場 鐵一

復興計畫區域及復興事業ノ規模ニ關スル件中

一 街路ノ部ニ就テ

幅員十二間未滿ノ分ノ街路用トシテ買收スル土地ハ三十萬坪以上ニ達スルニ拘ラス復興院ヨリ示サレタル附屬書類中ニハ此ノ點ニ就キ何等ノ明示ナシ、然レトモ是等ノ路線モ幅員十二間以上ノ路線ト同時ニ市民ニ周知セシメラレムコトヲ望ム

二 復興事業費ノ負擔區分ニ關スル件ニ就テ

從來關係公共團體ノ事業ニ對シ國ハ國道ニ對シ工費二分ノ一、其ノ他ノ府縣道ニ對シテハ三分ノ一ヲ補助セリト雖、震災後ノ公共團體ニ於テハ財源著シク缺陷ヲ來タシ、從來ノ補助率ニテハ到底事業ノ成功ヲ期シ難キヲ以テ、全額補助若ハ適當ニ補助率ヲ増加セラレムコトヲ望ム。

第四號

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

- 一 耐火建築助成ノ爲長期ノ低利資金ヲ貸付クルコト
- 二 東京市ノ下水工事完成ヲ期スル爲ニ適當ナル方法ヲ講セラレタキコト

提出者 藤山雷太
 賛成者 片岡安

第五號 隅田川河口ニ近キ地ニ水陸飛行場ヲ設ケ、陸地飛行場ノ廣サヲ十六萬坪トセラレタシ

提出者 長岡外史
 賛成者 藤山雷太

(理由)

歐洲各國ニ於テハ先年來數多ノ空中路ヲ拓キ飛行機ヲ以テ國際間ニ郵便旅客物品ヲ速達スル事業ヲ創メ、年ヲ逐ヒ著大ノ效果ヲ擧ケツ、アリ、將來ニ於テハ恐ルヘキ進歩發達ヲ爲スヘキ見込確實ナリ、而シテ右ノ新文明ノ利用ヲ完フセムカ爲第一ノ手段ハ都心ニ近キ地ニ飛行場ヲ設クルニ在リ、伯林市ノ「テンベルホーフ」如キ最モ此ノ目的ニ合スルモノナリ。

本邦ノ國際的空中交通ノ狀況ニ於テハ又水上ニ重キヲ置クノ必要アリ、仍テ水陸兼用ノ飛行場ヲ設クルコトハ經濟ニシテ便利ナリ。

第六號

横濱市燒失區域ノ平面測量ハ速ニ著手遂行セラレムコトヲ望ム。

提出者 安河内麻吉
 賛成者 平沼亮三
 森格

(理由)

横濱市ノ土地臺帳土地登記簿等土地ニ關スル公文書ハ總テ烏有ニ歸シ、僅カニ縣廳保管ノ永代借地權ニ關スル地券臺帳ヲ殘存スルニ過キス、故ニ燒失區域ノ現狀尙消滅セサル今日ニ於テ速ニ之ヲ測量シテ土地ノ限界ヲ明ニシ、以テ他日所有權其ノ他ノ爭議解決ノ資料ニ供シ區劃整理其ノ他復興事業ノ遂行ニ障害ナカラシムコトヲ要ス。

横濱市焼失區域ノ平面測量ハ速ニ著手遂行セラレムコトヲ望ム。

提出者 安河内麻吉

賛成者 平沼亮三

森格

(理由)

横濱市ノ土地臺帳土地登記簿等土地ニ關スル公文書ハ總テ烏有ニ歸シ、僅カニ縣廳保管ノ永代借地權ニ關スル地券臺帳ヲ殘存スルニ過キス、故ニ燒失區域ノ現狀尙消滅セサル今日ニ於テ速ニ之ヲ測量シテ土地ノ限界ヲ明ニシ、以テ他日所有權其ノ他ノ爭議解決ノ資料ニ供シ區劃整理其ノ他復興事業ノ遂行ニ障害ナカラシメムコトヲ要ス。

第七號

米突法ノ實施促進ニ關スル建議ノ件

提出者 斯波忠三郎

賛成者 門野重九郎

杉浦宗三郎

澁澤元治

内藤久寛

(理由)

我邦度量衡ノ基準トシテ米突法採用ノ事ハ大正十年四月法律ヲ以テ既ニ決定シ居ルモ從來ノ習慣アリ、其ノ因襲久シキ爲ニ此ノ新ナル基準ハ容易ニ一般人士ノ念頭ニ入り難ク、隨テ其ノ實施期日ニ關シテハ成ルヘク之ヲ後年ニ延期セムト欲スルノ傾向アリ、然ルニ這般帝都及其ノ附近ノ大變災アリ、此ノ復興事業ニ際シ之カ計畫ニハ總テ米突法ヲ用ヒ復興院ヨリ發表ノ道路幅員等ニ使テ用セハ此ノ式ノ宣傳トナリ、追テ全國ニ普及セシムル爲逸スヘカラサル好機會ナリト信ス、仍テ復興計畫ニ關シテハ一切米突法ヲ採用セラレムコトヲ建議ス。

(參照)

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

- 一 メートル法採用ノ件ハ大正十年四月十二日法律第七十一號ヲ以テ決定セリ
- 二 實施期日決定ノ勅令ハ未タ發布セラレス

第四部委員會 (建議案第一號乃至第六號)

委員長 伯爵 林博太郎
 委員 永田秀次郎

鳩山一郎
 大橋新太郎
 渡邊鐵藏
 馬場銚一
 藤山雷太
 宇佐美勝夫
 上山滿之進
 渡邊勝三郎
 安河内麻吉
 伊澤多喜男
 原富太郎
 三木武吉
 秦豐助
 平沼亮三
 内藤久寛

子爵 大河内正敏

岡野昇
 長岡外史
 門野重九郎
 森格

第五部委員會（建議案第七號）

委員長 男爵 斯波忠三郎
委員 小林丑三郎
委員 馬場 鏌一

子爵 大河内正敏

岡野昇

長岡外史

門野重九郎

森格

星野錫

藤山雷太

男爵 古市公威

子爵 大河内正敏

澁澤元治

大島義清

岡野昇

杉浦宗三郎

イ 第四部委員會決定要領

第四部委員會は十一月二十九日開會、審議の結果左の通り決定せり。

決定要領

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

三木武吉
秦 豊 助
平沼亮三
内藤久寛

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第一號

四谷見附ト新橋トヲ聯絡スル高速度鐵道敷設ノ件
鐵道技術上不可とし、猶私設地下鐵道許可せられたるを以て不必要なりとの理由にて否決。

第二號

東京市内高速度鐵道速成ニ關スル希望

速成に關しては可決、其の手段たる第二項第一第二兩案は可決、第三案は否決。

第三號

復興計畫區域及復興事業ノ規模ニ關スル件

異議なく可決。

第四號

一 耐火建築助成ノ爲長期ノ低利資金ヲ貸付クルコト

二 東京市ノ下水工事完成ヲ期スル爲ニ適當ナル方法ヲ講セラレタキコト

第一項ノ「耐火」ヲ削リ「罹災地」ト修正。

第二項ノ「東京市」ヲ「東京横濱兩市」ト訂正。

尙復興建築事業促進ノ爲政府ノ援助ニ依リ建築會社ヲ設立セラレタキコトノ希望條件ノ提出アリ、

右の通修正可決。

第五號

隅田川河口ニ近キ地ニ水陸飛行場ヲ設ケ陸地飛行場ノ廣サヲ十六萬坪トセラレタシ。

異議なく可決。

第六號

横濱市燒失區域ノ平面測量ノ件

異議なく可決。

第五部委員會決定要領

十一月二十九日開會、審議の結果、格別の議論もなく、「復興事業ニハ可成メートル法ヲ採用セラレムコトヲ望ム」との決議を可決す。

第四 第三回評議會

第五號

隅田川河口ニ近キ地ニ水陸飛行場ヲ設ケ陸地飛行場ノ廣サヲ十六萬坪トセラレタシ。
異議なく可決。

第六號

横濱市燒失區域ノ平面測量ノ件
異議なく可決。

第五部委員會決定要領

十一月二十九日開會、審議の結果、格別の議論もなく、「復興事業ニハ可成メートル法ヲ採用セラレムコトヲ望ム」との決議を可決す。

第四 第三回評議會

十二月六日午前首相官邸に於て開會、第四部及第五部委員長より夫々委員會の決定事項に付報告あり、次で報告通可決す。

第四項 帝都復興院理事會

復興事業の重要案件を決定する爲、機會ある毎に理事會を開き各種計畫の根本問題に付打合を爲す、理事會に於て決定したる事項中重要と認むべきものを掲記すれば凡そ左の如し。

(一) 十月二日、復興事業の根幹となるべき都市計畫上の方針に付意見を交換す。

(二) 十月四日、道路運河鐵道等専ら交通關係の諸問題に付協議を爲す所ありと雖、具體的決定事項なし。

(三) 十月六日、交通關係の諸問題に付協議の結果、左の方針を決す。

一 銀座通ハ擴張セス、中通附近ニ二十四間街路ヲ造ルコト

一 在來ノ主要街路ニシテ直ニ回復力アルモノハ此ノ際擴張改良ヲ見合セ、裏通ニ新線ヲ選定スル方針ニ出ツルコト

一 商業地域ニ於テハ六間迄ノ街路ヲ復興院ニテ計畫施行ノコト

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一 住宅地域ニ於テハ五間迄ノ街路ヲ復興院ニテ計畫施行ノコト

一 運河ハ大體既成ノモノヲ改修シ、尙下谷淺草ニ一本ヲ新設スルコト

(四) 十月十五日、協議決定事項

一 外務省ヲ經由シ外人ノ意見トシテ横濱ノ復興ヲ如何ナル程度ニスルヤトノ伺出アリ、幹部ニ於テ相當意見發表スルコト

一 横濱ハ登記簿ヲ燒失セルヲ以テ明年四月一日迄ニ所有權ヲ決定セシムルコト

一 計畫圖ノ外部ニ洩レヌ様充分ニ注意スルコト

一 地番整理ヲ行フコト

(五) 十月十八日、協議決定事項

一 總裁ノ意見ニヨリ審議會評議會ニ提出スル計畫案ノ種類ヲ定ムルコト、シ、理事會ニ提出セラレタル案ハ大體甲乙ノ二種甲ハ評議會案、乙ハ審議會案トシ、甲ヲ第一案トスルコト

一 郊外街路ハ高速度鐵道施行ノ分ノミヲ正確ナルモノトシ、其ノ他ノ計畫ハ點線ニテ圖示スルコト

一 概算工費ヲ見積ル上ニ於テ用地費ヲ如何ニスルカハ重要問題ナルカ、大體災害前ノ單價ニテ計算シ、之ニ對シ幾割ノ減價ト査定スルコト

一 移轉料ヲ相當見積ルコト

(六) 十月十九日、協議決定事項

一 街路計畫ハ計畫局ノ原案最小限度案即チ乙案ニテ一先概算書ヲ調製ノコト

一 路線ノ系統ハ大體第一案(甲案)ニ依ルコト

一 別案トシテ濱町附近ノ地區ヲ改良スルノ計畫ヲ調査スルコト

(七) 十月二十三日、曩に計畫局提出の原案に基き更に左の方針を決定す

一 土地買収單價ヲ如何ニスルカ

一 燒失區域ニ對シテハ市農銀勸銀調査ノ平均百九十七圓ヲ單價トシ移轉料ヲ含ムモノトス

一 京濱運河豫算ヲ千五百萬圓トシ通過噸數船數等ヲ調査スルコト

一 地下埋設物整理費ハ削除スルコト

一 港灣費豫算ヲ三千萬圓トス

(六) 十月十九日、協議決定事項

- 一 街路計畫ハ計畫局ノ原案最小限度案即チ乙案ニテ一先概算書ヲ調製ノコト
 - 一 路線ノ系統ハ大體第一案(甲案)ニ依ルコト
 - 一 別案トシテ濱町附近ノ地區ヲ改良スルノ計畫ヲ調査スルコト
- (七) 十月二十三日、曩に計畫局提出の原案に基き更に左の方針を決定す

- 一 土地買収單價ヲ如何ニスルカ
 - 一 燒失區域ニ對シテハ市農銀勸銀調査ノ平均百九十七圓ヲ單價トシ移轉料ヲ含ムモノトス
 - 一 京濱運河豫算ヲ千五百萬圓トシ通過噸數船數等ヲ調査スルコト
 - 一 地下埋設物整理費ハ削除スルコト
 - 一 港灣費豫算ヲ三千萬圓トス
 - 一 高速度鐵道費ヲ削除ス
- 右方針ニ從ヒ經費概算スレハ約十三億圓ニ達ス、其ノ大綱左ノ如シ
- | | |
|-----------|--------------|
| 街路費 | 六五〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 橋梁費 | 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 市内河川費 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 京濱運河費 | 一五、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 港灣費(河口改修) | 三五、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 上水道費 | 五、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 下水道費 | 一一〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 塵芥處分費 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 建築助成費 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 公園費 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 區劃整理費 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 事務費 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

合計

一〇九五、〇〇〇、〇〇〇圓

横濱復興費

二〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓

總計

一、二九五、〇〇〇、〇〇〇圓

(八) 十月三十日、協議決定事項

一 臨時議會ニ復興豫算全部ヲ提出ノコト

一 第一案(街路費七億圓ノモノ)ノ路線名延長幅員表ヲ作製ノコト

(九) 十一月二日、左ノ諸事項鐵道省と打合せ處理することに決す。

一 戸山原貨物停車場道ハ街路敷地擴張ノコト

一 飯田町貨物停車場道ハ幹線街路ニヨリ解決

一 兩國驛入口街路ハ位置變更

一 秋葉原驛ノ柳原河岸ヨリノ取付街路ハ不用

一 錦糸町驛脇ノ街路ハ鐵道省ニ於テ貨物敷地ヲ縮少スヘク調査ノコト

一 小名木驛ニ達スル街路ハ一部變更ノコト

一 越中島驛ノ街路ハ十五間トスルコト

一 新宿驛ヘノ街路ハ可

(一〇) 十一月七日、豫算關係及各機關審議豫定期日に付大體方針を定む即ち左の如し。

豫算關係 大藏省ハ復興豫算十二億圓トシ、内五億圓ハ他省ニ分配シ殘七億圓ヲ以テ復興院ノ豫算

ニ充當シ度意見ナルヲ以テ大體左ノ方針ニヨリ編成スルコト

一 建築物及下水ハ市ニテ施行ノコト

一 街路四億三千萬圓、運河三千八百萬圓、京濱運河千五百萬圓、港灣三千五百萬圓、上下水道五

百萬圓、建築補助費六千五百萬圓、公園三千萬圓、土地區劃整理三百萬圓

一 事務費三千萬圓

外ニ

横濱市 一億圓

東京府及市ニ補助 二億圓

(二)

十一月七日、豫算關係及各機關審議豫定期日に付大體方針を定む即ち左の如し。

豫算關係 大藏省ハ復興豫算十二億圓トシ、内五億圓ハ他省ニ分配シ殘七億圓ヲ以テ復興院ノ豫算

ニ充當シ度意見ナルヲ以テ大體左ノ方針ニヨリ編成スルコト

一 建築物及下水ハ市ニテ施行ノコト

一 街路四億三千萬圓、運河三千八百萬圓、京濱運河千五百萬圓、港灣三千五百萬圓、上下水道五

百萬圓、建築補助費六千五百萬圓、公園三千萬圓、土地區劃整理三百萬圓

一 事務費三千萬圓

外ニ

横濱市 一億圓

東京府及市ニ補助 二億圓

一 國以外ノ分ハ無利子ノ金ヲ融通スルコト

一 建築物及下水ハ市ニ於テ施行ノコト

一 豫算ノ形式ハ款復興、項東京横濱、目街路其ノ他……トスルコト

各機關審議ノ時日ハ大體左ノ順序ニヨルコト

一 閣議 九日

一 評議會 十五日

一 審議會 二十日頃

(二) 十一月十二日、左ノ事項に付打合せを爲す。

一 臨時議會ハ十一月十日ヨリ十日間

一 評議會ノ特別委員會ハ三部ニ分ツコト

一 事務ニ付テハ尙考慮スルコト

一 豫算ノ形式ニ付テモ尙研究ヲ要スルコト

其ノ他評議會に附議する事項に付打合せを爲す。

(三) 十二月二十四日、議會修正の復興豫算に伴ふ事業執行方法に關し大要左の通意見の交換行はれし

が、決定に至らず、今回の修正に依れば復興事業の中樞たる土地區劃整理は殆ど遂行不可能の状態にあり、而も之を遂行せざれば復興計畫は無意義に歸するを以て區劃整理の一事は飽くまで之が遂行を期するに意見一致せり、即ち議會の修正と雖土地區劃整理そのものを否認したるものに非ずして單に負擔關係に於て自治體地主組合をして之に當らしむるを當當とすといふにあり、故に削減せられたる街路費土地區劃整理費一億六百萬圓を自治體に負擔せしめ、國は其の半額を補助し他の半額に對しては利子の補給をなすこととし、十二間未滿の街路も國に於て代つて之が執行に當ることとせば復興計畫は政府原案と大差なく完成し得べし、而して街路の十二間以上は國、六間以上十二間未滿は自治體、六間未滿は地主組合の負擔として執行するを可とすとの意見有力なりき。

(三) 十二月二十五日、特別都市計畫法施行令案及特別都市計畫委員會官制案に付協議す。

(四) 一月十九日、土地區劃整理に關する施行方法に付協議す、其の要領左の如し。

「政府は市に補助金を交付するか又は市に資金を貸付くるを必要とし事業は市より國に委託し、國に於て一手に實施するを可とす、而して議會解散となる場合には政府をして必要の分は責任支出を以て補助又は貸付を行ふの決心を有せしむるを必要とす」

政府が責任支出をなさざる場合如何にすべきやに付ては協議一致するに至らず。

次で起債・運河・築港・築會社等の諸問題及特別都市計畫委員會關係事項に關し打合を爲す。

(五) 一月二十一日、土地區劃整理に伴ふ各種事業進行の日程に付打合せをなし、後内相官邸に於て區劃整理に關し水野總裁に詳細説明をなす。

(六) 一月二十八日、特別都市計畫法施行令改正に關し協議し關係各省の意見を基礎とし逐條審議を爲す。

(七) 一月二十九日、土地區劃整理の施行方法に關し協議を爲す、再び議會に提出することなく區劃整

理を執行し得る方法に關し、第一に整理施行者の關係を如何にすべきかに付各種の意見ありて、結局左の三案の中更に各提案者より具體的方法に付研究の上提出することとなし散會す。

第一案 國と市にて共同施行のこと即ち特別都市計畫法施行令を改正し (一)同一地區を二主體にて

共同施行する場合 (二)經費の分擔割等を規定し之により執行すること

第二案 國と市各其の豫算の範圍にて全地域を區分し各自施行す而して市の執行する部分の十二間

(五) 一月二十一日、土地區劃整理に伴ふ各種事業進行の日程に付打合せをなし、後内相官邸に於て區劃整理に關し水野總裁に詳細説明をなす。

(六) 一月二十八日、特別都市計畫法施行令改正に關し協議し關係各省の意見を基礎とし逐條審議を爲す。

(七) 一月二十九日、土地區劃整理の施行方法に關し協議を爲す、再び議會に提出することなく區劃整

理を執行し得る方法に關し、第一に整理施行者の關係を如何にすべきかに付各種の意見ありて、結局左の三案の中更に各提案者より具體的方法に付研究の上提出することとなし散會す。

第一案 國と市にて共同施行のこと即ち特別都市計畫法施行令を改正し (一)同一地區を二主體にて共同施行する場合 (二)經費の分擔割等を規定し之により執行すること

第二案 國と市各其の豫算の範圍にて全地域を區分し各自施行す而して市の執行する部分の十二間以上の道路に付ては市の補償せし金額に對し其の道路を國の所有とする爲に國より補償すること即ち國が市より實費買上げの形式を執ること

第三案 國の官吏市の吏員を兼ね、吏員又國の官吏を兼ね事實は土地整理局長之を統括し實行すること

(六) 一月三十一日 二月五日特別都市計畫委員會に附議すべき議案に關し協議し、尙之に關聯し更に區劃整理に關する協議に入り、結局市公共團體の委囑を受けて國が施行の任に當り之に要する事務費は一部責任支出を以て之に充つることに議傾きしも決議に至らず。

(元) 二月二日 二月五日開會の特別都市計畫委員會に附議すべき事項竝に之に伴ふ諸般の打合せをなす、土地區劃整理に關しては之を右委員會に附議するに付、ロット割迄附議する必要ありとなす説及之が必要なしとする説ありしが、結局六間以下の路線迄都市計畫委員會に附議し、決議を得るに於ては區劃整理實行上頗る便利なるも穩當を缺くの嫌あり、如何なる範圍に止むるやに付ては遂に確定するに至らざりき。

尙區劃整理施行に關し各種意見の中

「國市各其ノ豫算ニ基キ施行區域ヲ定メ各道路幅員ノ如何ヲ問ハス執行シ國ハ市ノ執行セル十二間以

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

上ノ分ニ付テハ實費買収ノ形式ニヨリ之ヲ取得シ國ノ執行セル十二間未滿ノ分ニ付テハ市ヲシテ其ノ費用ヲ分擔セシムルコト、ス」

との意見に賛成者ありしも、十河經理局長は明治三十年法律第三十七號によるべき旨を主張せり。其の理由とする所は、右の方法に依るときは復興豫算の變更を要し豫算の形式上市の納付金を歳入とし、更に之に相當する金額を區劃整理事業費として計上することゝなるも、寧ろ横濱市と同様東京市よりも法律第三十七號に依り執行せられたき旨請願をなさしめ、之により國が執行することゝせば議會の決議と正面衝突を爲さず、自治團體の發意により國が代執行するものなれば、此の方法に依るを可とすといふに在り、而して現在國の有する豫算に於て出來得る限り執行し、其の不足分は責任支出に依ることに政府は決定することに致度旨を述べ、大體右主張は承認せられたるも本主張は實行を見るに至らず。

第五項 官制廢止

帝都復興豫算は帝國議會の協贊を経る爲、大正十二年十二月十日成立せる第四十七議會に提出せられ、衆議院豫算委員會に於て帝都復興豫算の大修正行はれ、該修正案は遂に議會を通過するに至れり而して事務費は其の總額を二千二百九十三萬千圓と豫定し事業の状況に應じ其の年々の所要額を別途要求することゝ定め大正十二年度分として七十萬二千四百十圓を議會に提出したるに事業費の一部修正と共に全部之を削除せられたり、其の理由とする所は修正せられたる新豫算の目的たる事業の遂行に關しては帝都復興院の如き獨立の機關を必要とせざるのみならず、他面如斯事業に對して堪能なる官廳即ち内務省の如きものあるを以て適切なるものありとせられたり。

政府に於ては如斯豫算の修正は事業實行上將來支障を生ずべき危惧を有せしが、時局の情勢に鑑み

之を承認するの止むなきに至りしが如し。

大正十三年一月八日の閣議に於て帝都復興院官制廢止の件決定せられ、次で二月二十日樞密院定例本會議に諮詢の後二月二十三日左の如く發表ありたり。

帝都復興院官制廢止ノ件

(大正十三年二月二十三日勅令第二十五號)

帝都復興院官制ハ之ヲ廢止ス

附則

要求することゝ定め大正十二年度分として七十萬二千四百十圓を議會に提出したるに事業費の一部修正と共に全部之を削除せられたり、其の理由とする所は修正せられたる新豫算の目的たる事業の遂行に關しては帝都復興院の如き獨立の機關を必要とせざるのみならず、他面如斯事業に對して堪能なる官廳即ち内務省の如きものあるを以て適切なるものありとせられたり。

政府に於ては如斯豫算の修正は事業實行上將來支障を生ずべき危懼を有せしが、時局の情勢に鑑み

之を承認するの止むなきに至りしが如し。

大正十三年一月八日の閣議に於て帝都復興院官制廢止の件決定せられ、次で二月二十日樞密院定例本會議に諮詢の後二月二十三日左の如く發表ありたり。

帝都復興院官制廢止ノ件

(大正十三年二月二十三日勅令第二十五號)

帝都復興院官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四節 復興局の設置

第一項 官制々々定

大正十三年二月二十三日帝都復興院の廢止と共に復興事業の執行機關は之を縮少し、内務省の外局として復興局の新設を見たり、之れ前述第四十七議會に於ける復興豫算削減の結果に據るものにして従つて政府は復興局の新設と共に施行方針を變更せざるべからざるに至り、即ち國及地方團體に事業を配分して復興局は其の一部を執行し、他は關係府縣及市をして之に當らしめ、其の經費は各事業の性質に従ひ國庫より補助し、尙市に於て本事業の費用に充つる爲、市債の募集を爲したる時は利子を補給することゝせり、茲に於て東京市に於ても執行機關特設の必要上區劃整理局後に復興事業局と改むを設け、復興計畫の根幹計畫たる土地區劃整理を行ふと同時に、他は關係事業局課に於て執行する方針の下に(本編第五章參照)兩々相俟つて本事業の遂行を期するに至れりと雖、結果に於ては帝都復興院時代に於ける計畫方針には何等變ることなく、當初國に於て行ふべかりし計畫を豫算の縮少に依り

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

之を國及公共團體に分たれしに過ぎず。
復興局官制左の如し。

(一) 復興局官制

(大正十三年二月二十三日勅令第二十六號)

第一條 復興局ハ内務大臣ノ監理ニ屬シ東京及横濱ニ於ケル都市計畫都市計畫事業ノ執行市街地建築物法ノ施行及都市計畫上建築改善ニ關スル事務ヲ掌ル
第二條 復興局ニ左ノ職員ヲ置ク

技 監	一 人	勅 任
部 長	四 人	勅 任
書記官	一〇 人	奏 任
事務官	二〇 人	奏 任
技 師	一 二 七 人	奏 任
屬 手	二 二 五 人	判 任
技 手	六 五 〇 人	判 任

第三條 復興局ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

- 整 地 部
- 土 木 部
- 建 築 部
- 經 理 部

第四條 長官官房ニ於テハ人事文書都市計畫技術ニ屬スルモノヲ除ク都市計畫事業ノ監理及各部ノ主掌ニ屬セサル事務ヲ掌ル

整地部ニ於テハ都市計畫上土地ノ區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ都市計畫事業ノ執行及都市計畫上土木技術ニ關スル事務ヲ掌ル

建築部ニ於テハ市街地建築物法ノ施行並都市計畫上建築技術建築改善及公園ニ關スル事務ヲ掌ル

經理部ニ於テハ豫算決算及諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

土木部
建築部
經理部

第四條 長官官房ニ於テハ人事文書都市計畫技術ニ屬スルモノヲ除ク都市計畫事業ノ監理及各部ノ主掌ニ屬セサル事務ヲ掌ル

整地部ニ於テハ都市計畫上土地ノ區劃整理其ノ他土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ都市計畫事業ノ執行及都市計畫上土木技術ニ關スル事務ヲ掌ル

建築部ニ於テハ市街地建築物法ノ施行並都市計畫上建築技術建築改善及公園ニ關スル事務ヲ掌ル

經理部ニ於テハ豫算決算及諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第六條 技監ハ技術ヲ統理ス

第七條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第八條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ局務ヲ分掌ス

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十一條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十二條 内務大臣ハ必要ニ應シ復興局ノ出張所及技術試験所ヲ置キ復興局ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得出張所及技術試験所ニ所長ヲ置ク出張所ノ所長ハ書記官事務官又ハ技師ヲ以テ技術試験所ノ所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ帝都復興院ノ書記官、事務官、技師、屬又ハ技手ノ職ニ在ル者ハ別ニ辭令ヲ交付セラレサルトキハ各同官等俸給ヲ以テ復興局ノ書記官、事務官、技師、屬又ハ技手ニ任セラレタルモノトス

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

復興局ニ於テハ第一條ニ規定スルモノ、外臨時物資供給令施行ニ關スル殘務ヲ掌ル經理部ヲシテ主掌セシム

(二) 復興局官制一部改正

(イ) 勅令第二百十二號 (大正十三年九月十八日公布)

復興局官制中左ノ通改正ス

第二條中「事務官 專任二十人」ヲ「事務官 專任二十五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ロ) 勅令三百十八號 (大正十三年十二月二十日公布)

復興局官制中左ノ通改正ス

第二條中「技監 一人 勅任」ヲ削リ「書記官 專任 十人」ヲ「書記官 專任 九人」ニ改ム

「二五人」ヲ「事務官 專任 二二人」ニ改ム

「一二人」ヲ「技師 專任 一二人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ハ) 勅令第四百十一號 (大正十四年四月二十五日公布)

復興局官制中左ノ通改正ス

第二條中「屬 專任 二二五人」ヲ「屬 專任 二七五人」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(ニ) 勅令第二百八十四號(大正十四年九月十七日公布)

復興局官制中左ノ通改正ス

第四條ノ二 復興局ニ局務ヲ輔ケシムル爲顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

顧問ハ勅任官ノ待遇トス

(ハ) 勅令第四百一十一號 (大正十四年四月二十五日公布)
 復興局官制中左ノ通改正ス

第二條中屬 專任 二二五人ヲ屬 專任 二七五人ニ改ム

附 則

(ニ)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第二百八十四號(大正十四年九月十七日公布)

復興局官制中左ノ通改正ス

第四條ノ二 復興局ニ局務ヲ輔ケシムル爲顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

顧問ハ勅任官ノ待遇トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二項 主なる職員

復興局設置より官制廢止に至るまでの主なる職員左の如し。

官 職 名	氏 名	在 職 期 間
復興局長官兼復興局技監	正 五 位 直 木 倫 太 郎	自大正十三年二月二十三日 至同十四年九月十六日 一年八ヶ月
復興局長官	正四位勳二等 清野長太郎	自同十四年九月十六日 至同十五年九月十五日(死亡) 一年一ヶ月
復興局長官事務取扱	内務次官 川崎卓吉	自同十五年九月十五日 至同十五年九月二十八日 一ヶ月
復興局長官	(神奈川縣知事)堀切善次郎	自同十五年九月二十八日 至昭和四年四月二十四日 二年八ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	復興局整地部長	正四位勳二等	中川望	自同	四年七月三十一日	九年九月
復興局整地部長	正五位勳四等	稻葉健之助	自大正十三年九月二十五日	至大正十四年九月八日	一年八月	月
整地部長心得	復興局書記官	吉田茂	自大正十四年九月八日	至同	十四年十二月十一日	一年十一月
復興局整地部長	同	人	自昭和十四年七月十九日	至同	十四年七月十九日	月
同	從四位勳四等	丸茂藤平	自同	二年七月十九日	七年七月	月
同	(群馬縣知事)	縣忍	自同	三年一月二十四日	一年一月	月
復興局整地部長	復興局書記官	山口安憲	自同	三年六月二十四日	六年六月	月
同	(内務書記官)	田中廣太郎	自同	三年五月二十九日	一年五月	月
兼整地部長	復興局長	赤木朝治	自同	四年九月十日	五年九月	月
復興局土木部長	正五位勳四等	太田圓三	自大正十三年二月二十五日	至同	十五年三月二十一日(死亡)	二年二月
同	復興局技師	大岡大三	自昭和十五年四月三十日	至同	十五年三月三十一日	四年三月
復興局建築部長	正五位勳四等	笠原敏郎	自大正十三年六月二十日	至昭和五年三月三十一日	五年三月	月
復興局經理部長	正五位勳六等	十河信二	自大正十三年八月十四日	至同	十三年八月十四日	七年八月

同	從五位勳五等	笹井幸一郎	自大正十三年八月十六日	至昭和二年五月十七日	二年十月	月
同	(内務省)	赤木朝治	自同	四年九月十七日	二年五月	月
同	(佐賀縣知事)	吉村哲三	自同	四年九月三十一日	七年三月	月

同	復興局技師	大岡大三	自昭和十五年四月三十日	四年	ケ	年
復興局建築部長	正五位勳四等	笠原敏郎	自大正十三年六月二十日	五年	十	ケ
復興局經理部長	正五位勳六等	十河信二	自昭和十三年三月三十一日	五年	十	ケ
			自大正十三年八月二十五日	七	ケ	月
			至同十三年八月十四日	七	ケ	月

同	從五位勳五等	笹井幸一郎	自大正十三年八月十六日	二年	十	ケ
同	(内務省) 赤木朝治		至昭和二年五月十七日	二年	五	ケ
同	(神社局長) 吉村哲三		自同四年九月十七日	二年	五	ケ
			至同四年九月十日	七	ケ	月
			自同五年三月三十一日	七	ケ	月
			至同五年三月三十一日	七	ケ	月

第三項 事業の概要

第一 土地區劃整理

土地區劃整理事業は復興事業の根幹を爲すものにして東京に於ては焼失面積千四十八萬五千四百七十四坪の内約九百二十萬坪に對し之を實施するものにして其の區域内に於ける宅地面積七百十萬千五百八十五坪七合八勺を六十五地區に分ち、各地區の實況を案じ、適當の設計を定めて施行することとせり、土地區劃整理の施行に依り道路廣場運河其の他の公共の用に供すべきものと爲りたる土地は、總て之を整理施行者の別に依り國若は公共團體の所有地に編入するの制を樹て、又其の整理施行後に於ける宅地の總面積より一割以上減少するに至りたるときは、其の一割を超ゆる部分に對し、勅令の定むる所に依り補償するの途を啓き、以て所有者其の他の關係人の利益を保護し、從來亂雜なる區劃を整理して土地の利用を増進すると共に、一面に於て別項の計畫に基く、街路運河公園等の事業の施行に資することとせり、而して全地區の内十五地區其の宅地面積百四十三萬千坪を政府に於て其の他の五十地區其の宅地面積五百五十六萬九千坪を市に於て施行するものとす。

横濱に於ける土地區劃整理も亦大體に於て東京の例に従ひ焼失區域約三百萬坪中九十二萬坪及燒失區域外約八萬坪に對し之を十三地區に分ち、其の内六地區其の總面積約五十萬坪は政府に於て他の七

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

地區(其の總面積約五十萬坪)は横濱市に於て施行するものとす。

第二 街路

東京に於ける街路は之を幹線と補助線とに分ち、幹線の規格は地域の情況と交通の系統とに稽へ幅員を二十二米以上とし(地域の情況に依り例外あり)其の配置に意を用ひ別に幅員十一米以上の補助線を配置して、以て災後に於ける交通系統の整備を圖れり、而して幹線五十二線は全部國に於て、補助線は之を東京市に於て執行す。

横濱に於ける街路の構築に付ては其の規格概ね東京に於けると同様にして、路線二十二線の内十三線を國に於て他は横濱市に於て執行す。

尙東京に於ては土地區劃整理に伴ひ幹線補助線の外、區劃整理施行地區内に、縦横に設けらるべき街路即ち區劃整理街路を設くることとし、國施行に係る十五箇地區内は國に於て、他は東京市に於て施行するものなり(第一編第四章及第五章參照)

第三 河川運河

水運施設の良否は都市の發展に多大の關係を有するは言を俟たざる所なり、之を以て陸上の各種運輸交通機關の整備を圖るの必要あると共に、在來の河川運河を改修し、若は一部の新鑿埋立等を行ひ以て一層貨物の集散の利便を計り、物資の配給を圓滑ならしむる計畫にあり(第一編第四章及第五章參照)

東京	新鑿	一
	改修	一一
埋立	改修	一
	埋立	四
皇城外濠	改修	二
横濱	改修	二

第四 橋梁

橋梁は街路河川運河に伴ふべきにして、國に於て架設すべき橋梁左の如し。

東京	幹線街路	九六
	河川運河	一五
區劃整理街路		一

東京	改修	一
東京	埋立	一
東京	皇城外濠改修	四
横濱	改修	二

第四 橋 梁

橋梁は街路河川運河に伴ふべきにして、國に於て架設すべき橋梁左の如し。

東京	幹線街路	九六
東京	河川、運河	一五
東京	區劃整理街路	一
東京	計	一一二
横濱	幹線街路	二三
横濱	河川、運河	一二
横濱	計	三五

橋梁工事は其の基礎の地質と重大なる關係を有するを以て、嚴密なる地質調査を行ひ、架橋上必要なる測量を進むると共に、比較的工事に著手し易きものより設計を進め、執行することとせり（第一編第四章及第五章參照）

第五 公 園

公園計畫に關しては、從來の施設所甚だ少なきのみならず這次の災害に鑑み、可成之を普遍的に設置するの方針を採り東京に三箇所横濱に三箇所の六大公園を國の執行となし、別に東京市をして、小學校に附屬し、五十二の小公園を設置せしむるものなり（第一編第四章及第五章參照）

第六 防火地區建築費補助

都市の中樞地帯に路線式又は團地式の防火地區を指定し、其の地區内に於ける建物を不燃質構造となすは、實に都市防火政策の根本問題にして、保安上喫緊の要務なりと雖大火災後の今日の如き場合に在りては、其の地區内に耐火建築を爲さむとする者に對しては、相當の方法に依り之を助成するに

非ざれば、容易に其の目的を達することを得ず、依て復興計畫に於ては總費額二千萬圓を限り、東京及横濱兩市の焼失区域内に於ける防火地區内に建築を爲す者に對し、補助金を支出することゝしたるが、其の最高率は防火建築と普通建築との建築費差額の大約二分の一を超えざる程度を目標とし、建物の種類等に依り、多少の差異を設くことゝ爲せり。

即ち其の要領左の如し（第一編第四章第三節參照）

- 一 補助金額は建物の構造と其の用途に依り左の通區別して交付す、即ち普通の建物に於ては
 - (一) 建物の外壁・床柱を耐火構造とする時は、坪五十圓以内
 - (二) 建物の外壁を耐火構造とする時は、坪四十圓以内
 - (三) 劇場、活動寫眞館、演藝場、觀物場、公會堂、旅館、下宿屋、寄宿舎、貸座敷、常設展覽會場、百貨店、勸工場等の建物、自動車庫又は倉庫等所謂特殊建築物に就ては其の建物の大小收容人員の多寡等に依り坪二十圓又は三十圓以内
 - (四) 軒高五十尺、高六十五尺を超ゆる建物に付ては、地盤面上四十五尺迄の床面積に對して、坪五十圓以内

第五節 特別都市計畫委員會

第一項 官制制定

特別都市計畫法の發布に伴ひ、大正十三年二月一日特別都市計畫委員會官制を制定せらる、即ち本委員會は内務大臣監理の下に置き東京及横濱に於ける復興計畫上必要な事項其の他法令に基く委嘱事項を審議調査し、尙都市計畫關係各省大臣の諮問に應ずるの外、進んで建議を爲すの職能を有し、

會長一人、委員六十人以内を以て組織す、特に臨時必要ある場合は此の外に臨時委員を設置するを得るものにして、會長は内務大臣自ら之に當り、委員は警視總監關係府縣知事市長の外關係各廳高等官關係府縣市會議員貴族院議員及衆議院議員若は學識經驗ある者の中より内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ、常務委員は會長の指名する委員若干名を以て之を組織す。

特別都市計畫委員會に於ける決議事項の經過に付ては第一編第四章に於て詳記する所あるを以て省略す。

第一項 官制 制定

特別都市計畫法の發布に伴ひ、大正十三年二月一日特別都市計畫委員會官制を制定せらる、即ち本委員會は内務大臣監理の下に置き東京及横濱に於ける復興計畫上必要なる事項其の他法令に基く委囑事項を審議調査し、尙都市計畫關係各省大臣の諮問に應ずるの外、進んで建議を爲すの職能を有し、

會長一人、委員六十人以内を以て組織す、特に臨時必要ある場合は此の外に臨時委員を設置するを得るものにして、會長は内務大臣自ら之に當り、委員は警視總監關係府縣知事市長の外關係各廳高等官關係府縣市會議員貴族院議員及衆議院議員若は學識經驗ある者の中より内務大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ、常務委員は會長の指名する委員若干名を以て之を組織す。

特別都市計畫委員會に於ける決議事項の經過に付ては第一編第四章に於て詳記する所あるを以て省略す。

特別都市計畫委員會官制

(大正十三年二月一日勅令第一四號)

第一條 東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關シテハ特別都市計畫委員會ヲ以テ都市計畫委員會トス

特別都市計畫委員會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項其ノ他東京及横濱ニ於ケル都市計畫上必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 特別都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付關係各大臣ノ諮問ニ應シ又ハ關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關シ都市計畫委員會ノ議決ヲ經ヘキ事項ハ内務大臣之ヲ特別都市計畫委員會ノ議ニ付ス

内務大臣ハ特別都市計畫委員會ノ議決ヲ經タル事項ニ付必要アリト認ムルトキハ之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第四條 委員會ハ會長一人委員六十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會長ハ内務大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 關係各廳高等官

二 警視總官東京府知事及神奈川縣知事

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

一七四

三 東京市長及横濱市長

四 東京府會議員神奈川縣會議員東京市會議員及横濱市會議員

五 貴族院議員及衆議院議員

六 學識經驗アル者

前項ノ委員ハ第二號及第三號ニ掲クル者ヲ除クノ外内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二項第二號乃至第四號ニ掲クル者ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ會長ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二項第一號乃至第三號ニ掲クル者事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル者議事ニ參與シ決議ノ數ニ加ハルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依リ命セラルル者ノ外臨時必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第四項ノ規定ハ前項ノ臨時委員ニ之ヲ準用ス

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ内務大臣ノ指命シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七條 委員會ハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關シ必要アルトキハ期間ヲ指定シ關係府縣市町村ヲシテ特定ノ事項ニ付調査ヲ爲サシメ又ハ必要ナル圖書類ヲ提出セシムルコトヲ得

委員會ハ委員又ハ臨時委員ヲ派遣シテ東京及横濱ニ於ケル都市計畫事業執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條 委員會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ招集及會議ノ事項ヲ委員及臨時委員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第九條 委員會ハ委員及臨時委員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十條 會長ハ會議ノ議長トナル

委員會ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 委員會ニ常務委員會ヲ置ク委員會ノ委任ヲ受ケ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ處理ス

委員會ハ委員又ハ臨時委員ヲ派遣シテ東京及横濱ニ於ケル都市計畫事業執行ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第八條 委員會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ委員會開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ招集及會議ノ事項ヲ委員及臨時委員ニ通知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

第九條 委員會ハ委員及臨時委員半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十條 會長ハ會議ノ議長トナル

委員會ノ議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十一條 委員會ニ常務委員會ヲ置ク委員會ノ委任ヲ受ケ其ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ處理ス

常務委員會ハ會長ノ指名シタル委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員會ノ會長ハ常務委員會ヲシテ委員會ノ會議事項ヲ豫メ審査セシムルコトヲ得

第五條第四項第五項第八條第一項第九條及前條ノ規定ハ常務委員會ニ之ヲ準用ス

第十二條 委員會ニ幹事若干人ヲ置ク内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十三條 委員會ニ書記若干人ヲ置ク内務大臣之ヲ命ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令中内務大臣トアルハ當分ノ内第五條第一項ノ規定ヲ除クノ外内閣總理大臣トス

特別都市計畫委員會官制改正

(大正十三年三月十二日勅令第四十八號)

特別都市計畫委員會官制中附則第二項ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二項 會長及委員

一 會長

特別都市計畫委員會に會長たりし者左記七名なり。

官	職	氏名	在職	期	間
内務大臣	大臣	水野鍊太郎	至自	大正十三年六月十一日	五ヶ月
同	同	若槻禮次郎	至自	同 十三年六月十一日	二ヶ年
同	同	濱口雄幸	至自	昭和十一年四月二十三日	十一ヶ月
内務大臣臨時代理遞信大臣	大臣	安達謙藏	至自	大正十五年十一月十六日	一年二ヶ月
内務大臣	大臣	同 人	至自	同 四年七月三十一日	一年二ヶ月
同	同	鈴木喜三郎	至自	同 二年四月二十日	一年二ヶ月
同	同	田中義一	至自	同 三年五月二十四日	一ヶ月
同	同	望月圭介	至自	同 四年七月二十三日	一年三ヶ月

二 委員及臨時委員

特別都市計畫委員會委員、臨時委員たりし者左記百九十四名なり。

官	職	氏名	在職	期	間
内閣書記官長	書記官長	小橋一太	至自	大正十三年六月十一日	五ヶ月
法制局長官	局長官	佐竹三吾	至自	同 十三年六月十一日	五ヶ月
宮内次官	次官	關屋貞三郎	至自	昭和十三年三月三十一日	六年二ヶ月

二 委員及臨時委員

特別都市計畫委員會委員、臨時委員たりし者左記百九十四名なり。

同	望	月	圭	介	至	自	同	同	四年	三年	五月	二十三日	一年	三ヶ月
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	------	----	-----

官	職	氏	名	在	職	期	間
内閣書記官長	小橋一太	至	自	同	同	大正十三年六月十一日	五年ケ月
法制局長官	佐竹三吾	至	自	同	同	同十三年六月十一日	五年ケ月
宮内次官	關屋貞三郎	至	自	昭	和	十三年三月二十一日	六年二ヶ月
内務次官	井上孝哉	至	自	大	正	十三年六月十一日	五年ケ月
大藏次官	西野元	至	自	同	同	同十三年六月十一日	五年ケ月
陸軍次官	津野一輔	至	自	同	同	同十三年七月二十八日	二年六ヶ月
海軍次官	岡田啓介	至	自	同	同	同十三年六月十一日	五年ケ月
司法次官	林頼三郎	至	自	昭	和	十一年四月二十五日	三年三ヶ月
文部次官	松浦鎮次郎	至	自	大	正	十一年四月二十六日	三年三ヶ月
農商務次官	鶴見左吉雄	至	自	同	同	同十三年六月十一日	五年ケ月
逓信次官	米田奈良吉	至	自	大	正	十三年六月十三日	五年ケ月
鐵道次官	岡野昇	至	自	同	同	同十三年六月十四日	五年ケ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

警視總監 赤池濃	東京府知事 宇佐美勝夫	神奈川縣知事 安河内麻吉	内務次官 同人	東京市長 永田秀次郎	貴族院議員 同人	横濱市長 渡邊勝三郎	東京府會議員 堀江正三郎	同 木内傳之助	同 花井源兵衛	神奈川縣會議員 上郎清助	同 加藤銀藏	東京市會議員 伯爵柳澤保惠
至自 同 十三年六月十一日	至自 同 十三年九月十六日	至自 同 十三年六月二十四日	至自 同 昭和二年七月十五日	至自 同 大正十三年九月八日	至自 同 昭和五年七月三十一日	至自 同 大正十四年四月十一日	至自 同 大正十三年三月十三日	至自 同 大正十三年三月十九日	至自 同 十三年六月九日	至自 同 十三年六月九日	至自 同 十三年六月九日	至自 同 十三年十二月十四日
五ヶ月	一年八ヶ月	七ヶ月	三年五ヶ月	一年三ヶ月	一年三ヶ月	一年三ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	五ヶ月	五ヶ月	五ヶ月	九ヶ月

東京市會議員 福田又一	同 同人	同 磯部尙	同 同人
至自 同 大正十三年六月五日	至自 同 昭和十五年八月十九日	至自 同 大正十五年六月三日	至自 同 十三年二月二日
四年十ヶ月	二年五ヶ月	二年五ヶ月	二年五ヶ月

同	貴族院議員	同	同	同	同	横濱市會議員	衆議院議員	同	同	同	同	同	東京市會議員
橋本圭三郎	上山滿之進	池田勝次郎	同人	同人	同	平沼亮三	同	近藤達兒	小島七郎	小坂梅吉	磯部尙	同人	福田又一
至自昭和十五年三月三十一日	至自同同十五年六月四日	至自同大正十五年一月二十七日	至自同同十五年三月十四日	至自同昭和二年一月二十六日	至自同大正十五年一月二十七日	至自同昭和二年一月二十一日	至自同同十五年六月三日	至自同同十五年六月三日	至自同同十五年六月三日	至自同同十五年六月三日	至自同大正十五年六月三日	至自同昭和十五年八月二十九日	至自同大正十五年六月五日
六年二月	二年五月	二年	四年五月	三年	二年五月	二年五月	二年五月	二年五月	二年五月	二年五月	四年十月	九年	

東京市會議員伯爵	同	神奈川縣會議員
柳澤保惠	加藤銀藏	上郎清助
至自同同十三年十二月十四日	至自同同十三年六月九日	至自同同十三年六月九日
九ヶ月	五ヶ月	五ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	東京市長	貴族院議員	貴族院議員	同	從三位勳二等男爵	正三位勳三等子爵	從四位勳二等	從四位勳四等	正四位勳三等男爵	從四位勳三等	同	從五位勳三等
伊澤多喜男	同	澤柳政太郎	井上匡四郎	八條隆正	斯波忠三郎	大河内正敏	今村明恒	渡邊鐵藏	中島久萬吉	吉植庄一郎	秦豐助	原富太郎
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
大正十三年十一月十二日	同十五年七月二十六日	同十五年七月二十六日	同十三年十二月二十四日	大正十三年七月九日	同十四年三月三十一日	同十三年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	大正十三年十二月二十九日	昭和五年三月三十一日
一年二ヶ月	一年二ヶ月	一年二ヶ月	三年十一月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	九年	六年二ヶ月

正六位勳四等	正五位勳三等	内閣書記官長	正六位勳四等	正五位勳三等	内閣書記官長
藤山雷太	鳩山一郎	同	藤山雷太	鳩山一郎	同
至自	至自	至自	至自	至自	至自
大正十三年三月三十一日	大正十三年七月二日	昭和二年七月二日	大正十三年三月三十一日	大正十三年七月二日	昭和二年七月二日
六年二ヶ月	五年五ヶ月	五年五ヶ月	六年二ヶ月	五年五ヶ月	五年五ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

内務省 次官	内務省 地方局長	正五位勳四等	片岡	若尾	矢野	井坂	大橋	秋田	若尾	内閣書記官長	正五位勳三等	正六位勳四等
同	潮 <small>(臨)</small> 惠之輔	三木武吉	安八	若尾璋八	矢野恒太	井坂孝	大橋新太郎	秋田清造	若尾幾造	同	鳩山一郎	藤山雷太
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
昭和五年三月三十一日	昭和二年五月十六日	大正十三年三月三十一日	昭和五年三月三十一日	大正十三年二月十五日	昭和五年三月三十一日	大正十三年三月三十一日	昭和五年三月三十一日	昭和五年三月三十一日	大正十三年二月七日	昭和四年七月二日	大正十三年七月二日	大正十三年三月三十一日
六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	三年一ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月	一	五年五ヶ月	六年二ヶ月	六年二ヶ月

從五位勳三等	同	從四位勳三等
原富太郎	秦豊助	吉植庄一郎
至自	至自	至自
昭和五年三月三十一日	大正十三年十二月二十九日	昭和五年三月三十一日
六年二ヶ月	九年ケ月	六年二ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

内務省土木局長	警視總監	内務省都市計畫局長	東京市長	内務省土木局長	神奈川縣知事	復興局長	東京市長	遞信省通信局長	鐵道省工務局長	正三位勳二等	從三位勳二等	正五位勳六等
岡隆一郎	堀切善次郎	堀切善次郎	同	同	同	同	同	田邊治通	後藤佐彦	長尾半平	丹羽鋤彦	藤宮惟一
至自 大正十三年十二月二十五日	至自 昭和四年七月二十五日	至自 大正十三年十二月二十日	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 同	至自 大正十三年六月十七日	至自 昭和十三年三月十九日	至自 大正十三年二月六日	至自 大正十三年三月三十一日	至自 昭和四年七月十六日
一	一	一	一	一	一	一	一	五	三	九	六	五
年	年	年	年	年	年	年	年	ケ月	ケ月	ケ月	ケ月	ケ月

復興局長	正五位	東京府會議員
直木倫太郎	同	矢野鉉吉
至自 大正十三年九月十六日	至自 同	至自 大正十三年五月十三日
五	五	五
年	年	年

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

内閣書記官長	復興局長	神奈川縣知事	警視總監	東京府會議員	同	從四位勳三等	正三位勳一等功二級	同	衆議院議員	東京府會議員	正五位	復興局長
江木翼	同人	清野長太郎	太田政弘	久保三友	佐野利器	松木幹一郎	長岡外史	同人	同人	矢野鉉吉	同 <small>(臨)</small>	直木倫太郎
至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	同自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同
同十四年八月二十六日	同十四年九月十五日	大正十四年九月十四日	昭和十三年四月二十一日	大正十五年三月十九日	昭和十五年三月十三日	大正十五年三月十三日	昭和十五年三月十三日	同同五年三月十五日	昭和十三年一月二十九日	大正十三年五月二十三日	昭和十五年三月二十四日	大正十三年九月十六日
一年三ヶ月	二年四ヶ月	二年十一月	一年十一月	六年一月	六年一月	六年一月	五年六月	五年六月	五年六月	五年六月	五年六月	五年六月

正五位勳六等	從三位勳二等	正三位勳二等
藤 <small>(臨)</small> 宮	丹 <small>(臨)</small> 羽	尾半平
至自昭和四年七月十六日	至自昭和五年三月三十一日	至自大正十三年十二月六日
五年六月	六年二月	九年六月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	鐵道次官	農商務次官	大藏次官	遞信省通信局長	鐵道次官	遞信次官	農商務次官	海軍次官	大藏次官	内務次官	内閣書記官長	法制局長官
同	青木周	中井勵	田山昌	早速爾	桑山鐵	三土忠	安保清	小野義	湯淺倉	同	同	塚本清
人	三	作	昌	行	爾	男	造	種	一	平	人	治
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日	同昭 和五 年三 月二 十七 日
一年 十月 月	五年 三月 月	二年 七月 月	二年 七月 月	一年 年	三年 七月 月	五年 二月 月	三年 七月 月	十 二月 月	三 月 月	一年 四月 月	二年 十月 月	二年 十月 月

神奈川縣會議員	同	同	東京府會議員
池上幸操	同	朝倉虎治	大石保
至自	至自	至自	至自
同大 正十 五年 八月 一六 日	同昭 和五 年三 月二 十五 日	同昭 和五 年三 月二 十五 日	同大 正十 三年 十月 三六 日
一年 十月 月	五年 三月 月	五年 三月 月	三 月 月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

東京府會議員	大石保	自大正十三年十二月六日	三ヶ月
同	朝倉虎治郎	自昭和十三年六月九日	五年三月
同	同	自昭和十三年三月二十五日	五年三月
神奈川縣會議員	池上幸操	自大正十三年八月六日	一年十月
同	河野治平	自昭和十三年六月九日	三年九月
東京市長	中村是公	自大正十三年六月八日	一年九月
貴族院議員	菅原通敬	自昭和十三年三月三十一日	五年五月
内務政務次官	片岡直温	自大正十三年八月二十七日	九ヶ月
内務參與官	鈴木富士彌	自昭和十三年四月二十七日	三年二月
内閣書記官長	同	自同四年三月三十一日	三年二月
内務書記官	篠原英太郎	自大正十四年一月十七日	一年九月
農商務次官	四條隆英	自同十四年四月十七日	四年四月
同	同	自大正十四年四月二十三日	四年四月
商工次官	同	自昭和四年四月二十三日	四年四月

農商務次官	中井勵作	自大正十三年十二月六日	二ヶ月
鐵道次官	青木周三	自昭和十五年七月十六日	二年十月
同	同	自昭和十五年三月二十七日	二年十月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

東京府會議員	中野勇次郎	自大正十四年四月十九日	二年三月
同	大木金兵衛	自昭和十四年六月十四日	三年四月
海軍次官	大角岑生	自昭和十四年五月十八日	三年八月
衆議院議員	太田信治郎	自大正十四年六月二十五日	四年八月
同	同	自昭和三年一月二十五日	
同	同	自同同五年三月十四日	四年八月
同	同	自同同五年三月十四日	
營繕管財局理事	太田嘉太郎	自大正十四年七月三十一日	四年八月
逓信省工務局長	稻田三之助	自昭和十四年八月二十九日	四年八月
東京府知事	平塚廣義	自昭和十四年七月十六日	三年十一月
横濱市長	有吉忠一	自大正十四年五月三十一日	四年十一月
農林次官	阿部壽準	自昭和十四年七月二十五日	四年四月
法制局長	山川端夫	自昭和十四年四月二十七日	一年七月
内務省次官	川崎卓吉	自昭和十四年四月二十三日	二年四月

法制局長	同人	自昭和五年三月三十一日	一年七月
内務省政務次官	俵孫一	自昭和十四年四月二十二日	二年五月
内務省土木局長	次田大三郎	自昭和十四年五月十七日	二年五月
内務省地方局長	同	自昭和五年三月三十一日	二年五月

農林次官	阿部壽準	自昭和十四年四月二十三日	四年四月
法制局長官	山川端夫	自昭和十四年四月二十七日	一年七月
内務次官	川崎卓吉	自昭和十四年四月二十三日	二年四月

法制局長官	同	自昭和五年三月三十一日	
内務政務次官	俵孫一	自昭和十四年四月二十二日	一年七月
内務省土木局長	次田大三郎	自昭和十四年五月十七日	二年五月
内務省地方局長	同	自昭和四年三月二十七日	
東京市參與	大田良太	自昭和十四年二月十二日	一年五月
東京市土木局長	牧彦七	自昭和十四年八月四日	四年六月
正四位勳三等	同	自同三年九月十四日	
貴族院議員	寺島誠一郎	自昭和十五年五月十八日	三年四月
貴族院議員	松平直平	自昭和十五年三月三十一日	四年二月
東京府會議員	大野傳吉	自昭和十五年六月九日	二年五月
同	杉野善作	自昭和十五年六月九日	二年五月
同	鈴木精一	自昭和十五年六月九日	二年五月
同	有馬淺雄	自昭和十五年十二月十九日	一年十月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	同	同	同	東京市會議員	東京府會議員	陸軍次官	貴族院議員	同	同	横濱市會議員	同	同
磯村豐太郎	青木菊雄	赤尾彦作	同	三宅馨	石原健三	畑英太郎	津谷一次郎	藤原俊雄	若林成昭	森原嘉逸	中村舜二	大崎清作
至自 昭和大正十五年三月三十一日	至自 昭和大正十五年三月三十一日	至自 昭和大正十五年二月二十五日	至自 昭和大正十五年三月十四日	至自 昭和大正十五年二月二十五日	至自 昭和大正十五年六月九日	至自 昭和大正十五年八月十八日	至自 昭和大正十五年八月十九日	至自 昭和大正十五年八月十九日	至自 昭和大正十五年八月十九日	至自 昭和大正十五年八月十九日	至自 昭和大正十五年八月十九日	至自 昭和大正十五年八月十九日
四年二月	四年二月	四年二月	四年一月	一年九月	一年十一月	二年一月	一年十一月	二年五月	二年五月	二年五月	二年五月	四年四月

東京市會議員	鐵道次官	東京市長	神奈川県知事
小島龜藏	八田嘉明	西久保弘道	池田宏
至自 昭和大正十五年十二月二十四日	至自 昭和大正十五年七月四日	至自 昭和大正十五年十二月二十九日	至自 昭和大正十五年七月二十八日
二年二月	二年九月	一年三月	二年十一月

同	同	同
森原嘉逸	中村舜二	大崎清作
至自 昭和大正十五年八月二十九日	至自 昭和大正十五年八月二十九日	至自 昭和大正十五年八月二十九日
二年五ヶ月	二年五ヶ月	四年ヶ月

神奈川縣知事	東京市長	鐵道次官	東京市會議員	內務書記官	鐵道省工務局長	東京府會議員	衆議院議員	同	同	警視總監	法制局長官	大藏次官
池田宏	西久保弘道	八田嘉明	小島龜藏	平田紀一	加賀山學	片山久藏	横山勝太郎	同	同	宮田光雄	前田米藏	黑田英雄
至自 昭和十五年七月二十八日	至自 昭和大正十五年十二月二十九日	至自 昭和大正十五年七月二十四日	至自 昭和大正十五年十二月二十四日	至自 昭和大正十五年七月二十四日	至自 昭和四年四月十五日	至自 昭和二年六月十八日	至自 昭和二年四月十八日	至自 昭和五年三月十五日	至自 昭和五年三月十四日	至自 昭和四年六月二十五日	至自 昭和四年七月三十日	至自 昭和四年七月三十日
二年十一月	一年三月	二年九月	二年二月	二年九月	二年七月	一年三月	二年十月			二年三月	二年二月	二年二月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

衆議院議員	貴族院議員	東京市長	東京府長職務記官掌	同	東京府會議員	内務省次官	東京市參與	内務省土木局長	内務參與官	内務政務次官	文部次官	司法次官
中島守利	藤田四郎	市來乙彦	菊池慎三	島田文治	石井武一郎	杉山四五郎	生野團六	宮崎通之助	加藤久米四郎	武藤金吉	栗屋謙	小原直
至自同五年三月二十五日	至自同五年三月二十七日	至自同四年二月十四日	至自同三年十二月十二日	至自同三年六月十九日	至自同三年六月十九日	至自同三年五月二十日	至自同二年五月二十日	至自同四年七月三十日	至自同四年七月三十日	至自同三年四月二十三日	至自同四年五月九日	至自同五年三月三十一日
二年	二年二月	一年二月	二年二月	八年二月	八年二月	十一年二月	七年二月	二年二月	二年二月	十一年二月	二年五月	二年十月

同	川崎市長	横濱市會議員	同
同	石井泰助	吉澤光義	田邊德五郎
至自同五年三月三十一日	至自同三年三月十五日	至自同五年三月十五日	至自同五年三月十五日
八年	一年十一月	一年十一月	一年十一月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	同	東京府會議員	東京市技師	陸軍次官	東京市局長	内務省地方局長	東京市技師	正五位勳四等	同	横濱市會議員	川崎市市長	同
大神田軍治	伊藤武七郎	赤塚五郎	福田重義 <small>(臨)</small>	阿部信行	近新三郎 <small>(臨)</small>	佐上信一 <small>(臨)</small>	池邊稻生 <small>(臨)</small>	前田多門 <small>(臨)</small>	田邊徳五郎 <small>(臨)</small>	吉澤光義 <small>(臨)</small>	石井泰助 <small>(臨)</small>	同人
至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同
五年三月二十五日	五年三月二十五日	五年二月二十五日	五年三月三十一日	五年三月三十一日	五年三月三十一日	四年七月五日	三年八月二十四日	五年三月二十五日	五年一月二十八日	五年一月二十五日	三年三月十五日	五年三月十四日
一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年五ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年七ヶ月	一年二ヶ月	五ヶ月	二年一ヶ月	一年十一ヶ月	一年十一ヶ月	八ヶ月	

衆議院議員	貴族院議員	東京市長
中島守利	藤田四郎	市來乙彦
至自同	至自同	至自同
五年三月二十五日	五年三月三十一日	四年二月十四日
二年	二年二ヶ月	一年二ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

同	同	同	同	東京市會議員	復興局部長	東京市長代理	海軍次官	同	同	同	東京府會議員	内務技監
中塚榮次郎	新甫寛實	國枝捨次郎	福田勇	古島宮次郎	赤木朝治	船田中	山梨勝之進	内田秀五郎	立石知滿	佐藤久太郎	藤原久人	中川吉造
至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同
四年七月九日	四年三月十五日	四年三月十五日	四年三月十五日	四年三月十五日	四年九月十日	四年四月二十四日	四年三月二十一日	五年三月二十五日	五年三月二十五日	五年三月二十五日	五年三月二十五日	五年三月二十五日
十ヶ月	十ヶ月	十ヶ月	十ヶ月	十ヶ月	五ヶ月	三ヶ月	一年三ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月	一年六ヶ月

同	商工次官	警視總監	東京府知事
川村正夫	三井米松	丸山鶴吉	中川健藏
至自同	至自同	至自同	至自同
四年三月十五日	四年三月十五日	四年三月十五日	四年三月十五日
十ヶ月	十ヶ月	九ヶ月	九ヶ月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

内務	内務	逓信	農林	大藏	横濱市土木局長	復興局長	神奈川県知事	文部次官	東京府知事	警視總監	商工次官	同
參事	政務次官	次官	次官	次官	伊藤	中川	山縣治郎	同	中川健藏	丸山鶴吉	三井米松	川村正夫
内ヶ崎作三郎	齋藤隆夫	今井田清徳	松村眞一郎	河田烈	藤清	川望	郎	人	藏	吉	松	夫
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五四年三月三十一日	五四年三月三十一日	五四年三月三十一日	五四年三月三十一日	五四年三月三十一日	五四年三月二十六日	五四年三月三十一日	五四年三月三十一日	五四年三月二十九日	四四年七月九日	五四年七月三十一日	五四年六月二十五日	五四年六月三十一日
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	十	十
ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ	ヶ
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

同	同	同
中塚榮次郎	新甫寛實	國枝捨次郎
至自	至自	至自
同	同	同
五四年三月三十一日	五四年六月三十一日	五四年六月三十一日
十	十	十
ヶ	ヶ	ヶ
月	月	月

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員
小俣政一	山崎小三	飯田助夫	牛塚虎太郎	大河戸宗治	鈴木敬一	三邊長治
至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同	至自同
五年三月十四日	五年三月十五日	五年三月十五日	五年三月三十一日	五年三月三十一日	五年三月三十一日	五年三月三十一日
一ヶ月	三ヶ月	三ヶ月	六ヶ月	六ヶ月	七ヶ月	九ヶ月

備考 (臨)とあるは臨時委員とす。

第六節 復興計畫と東京市會の陳述

大正十二年十月六日災害後第一回の市會に於て永田市長、災害に關する現状の大要竝帝都復興に對する將來の希望を述べ、次で議員寺田彌一郎より帝都復興に關し市長の畫策しつゝある程度如何と題し「政府が復興院其の他の機關を設けて帝都の復興に努力するは、市の自治的精神を培養し之に對して助力せむと欲するの計畫に出づ、東京市たるもの市自體の復興計畫案を樹て、以て政府の助力を仰がざるべからず、之に對し市長は如何なる成案を有するや」と問ひ、市長は「必ずしも成案を有せざるに非ず、而も政府は復興院を設けて施設する所あらむとす、此の機會に内部に於て種々なる資料を提供し

市の意見を參酌して速に計畫を確立せられむことを望むと同時に、政府の施設愈々定まるに於ては之に順應し相扶けて協同事に當らむと欲す」と答へ、次で議員戸倉嘉市外七十五名より都市計畫事業及特別市制施行に關する建議案の提出あり、市會は滿場一致を以て之を可決し左の意見書を内閣總理大臣、内務大臣、帝都復興院總裁に對し提出せり。

都市計畫事業及特別市制施行ニ關スル意見書

する將來の希望を述べ、次で議員寺田彌一郎より帝都復興に關し市長の畫策しつゝある程度如何と題し「政府が復興院其の他の機關を設けて帝都の復興に努力するは、市の自治的精神を培養し之に對して助力せむと欲するの計畫に出づ、東京市たるもの市自體の復興計畫案を樹て、以て政府の助力を仰がざるべからず、之に對し市長は如何なる成案を有するや」と問ひ、市長は「必ずしも成案を有せざるに非ず、而も政府は復興院を設けて施設する所あらむとす、此の機會に内部に於て種々なる資料を提供し

市の意見を參酌して速に計畫を確立せられむことを望むと同時に、政府の施設愈々定まるに於ては之に順應し相扶けて協同事に當らむと欲す」と答へ、次で議員戸倉嘉市外七十五名より都市計畫事業及特別市制施行に關する建議案の提出あり、市會は滿場一致を以て之を可決し左の意見書を内閣總理大臣・内務大臣・帝都復興院總裁に對し提出せり。

都市計畫事業及特別市制施行ニ關スル意見書

本市這次ノ大災害ハ、振古未曾有ノ凶變ニシテ、帝都ノ要區忽チニシテ焦土ノ曠野ト化シ、其ノ慘狀眞ニ言語ニ絶スルモノアリ。

此ノ艱難ノ秋ニ方リ、市民ハ政府援助ノ下ニ、克ク不屈不撓ノ精神ヲ以テ善處シ、今ヤ帝都ノ復興ニ關シ熱烈ナル意氣ノ鬱勃タルモノアルハ、詢ニ本市ノ爲ニ意ヲ強カラシムルモノアリ、然ルニ復興ノ根幹タルヘキ都市計畫ノ方針未タ不明ナルカ爲、市民ハ其ノ適從スルトコロヲ知ラス、延イテ復興ノ氣運尠カラス停頓ノ實狀ニアルハ寔ニ遺憾ノ事ニ屬ス、冀クハ閣下深ク此ノ點ニ明鑑ヲ垂ラレ、速カニ計畫ヲ發表シ、以テ市民ヲシテ其ノ據ルトコロヲ知ラシメラレムコトヲ、尙此ノ機會ニ於テ本市ノ多年翹望シテ止マザル特別市制ヲ施行セラレ、帝都ノ復興ト自治ノ完備ト二ツナカラ速カナラシムコトヲ切望ノ至リニ堪エス。

右市制第四十六條ニ據リ意見書提出候也

大正十二年十月六日

東京市會議長 伯爵 柳澤保惠

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛殿

内務大臣 子爵 後藤新平殿 (連名)

帝都復興院總裁 子爵 後藤新平殿

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

越えて十一月十三日の市會に於て議員戸倉嘉市外六十五名は政府當局に對し帝都復興事業に關する意見書提出の要ありとし建議案を提出せり。その理由とする所は、本市は帝都たるの性質上一般都市と其の地位を異にする關係上政府は其の基幹となるべき事業は國の施行と爲し、他の施設は自治體をして執行せしむる計畫に在り、然れども之れが費用負擔の點に於て考慮を要すべきは、常に財政切迫を訴へ居る本市は震災に依り一層財政の窮迫に陥り到底其の負擔に堪ふる所に非ざるべし、政府は本事業の遂行に對し相當國庫に於て補助を與ふるの途を講じ、尙政府は本事業遂行に要する費額を起債に仰ぐ場合に於ては、市負擔の分に對しては無利子貸付の途を開き、その償還は長期年賦となし、而して本事業の遂行を援助するが如きは當然政府の執るべき途と思惟するを以て、先づ以て意見を開陳し置くの要ありと謂ふに在り、市會は滿場一致本建議案を可決し、内閣總理大臣、大藏大臣、帝都復興院總裁に左の意見書を提出す。

帝都復興事業費ニ關スル意見書

東京市ノ復興ハ、其ノ帝都タルノ性質上一般都市ト全ク其ノ地位ヲ異ニスルヲ以テ、其ノ基幹トナルヘキ事業ハ國ニ於テ之ヲ執行セラレ、其ノ他ノ施設ハ凡テ本市自ラ之カ執行ノ衝ニ當ルヘキハ、自治ノ本義ニ照ラシ固ヨリ當然ノコトニ屬ス。而シテ其ノ費用ノ負擔ニ關シテハ、國ニ於テ執行スル事業ニ就テモ法令ノ規定、又ハ事業ノ性質上自治體ノ義務ニ歸セシムルヲ當然トスルノ費額ニ對シテハ、本市ニ於テ相當ノ負擔ヲナスヘキハ勿論、本市自ラ執行スル事業ニ關シテモ亦適當ナル國庫補助ノ下ニ市財政ノ許ス限り之カ經費支辨ノ途ヲ講スルニ努メムトス、然レトモ災後甚大ノ打撃ヲ蒙リ、資源涸渴ニ陥リタル本市財政ノ現狀ヲ以テシテハ、何レノ支出ニ對シテモ向後之カ調辨極メテ至難ニシテ、復興ノ前途轉々寒心ニ堪ヘサルモノアリ。

故ニ此ノ時難ヲ濟フニハ、本市負擔ニ屬スル復興事業費ノ内起債ニ俟ツヘキ費額ハ、全部國庫ヨリ無利子ノ貸付ヲ受ケ、之カ償還ハ尠クトモ五年据置、二十年乃至三十年ノ年賦ヲ以テ完了スル計畫ノ下ニ本市財政ノ大本ヲ確立シ、政府ノ施設ト相俟テ帝都復興ノ完美ヲ計ルヨリ他ニ方途ナシ、冀クハ閣下深ク此ノ點ニ明鑑ヲ垂レラレムコトヲ。

右市制第四十六條ニ據リ、意見書提出候也。

論、本市自ら執行スル事業ニ關シテモ亦適當ナル國庫補助ノ下ニ市財政ノ許ス限リ之カ經費支辨ノ途ヲ講スルニ努メムトス、然レトモ災後甚大ノ打撃ヲ蒙リ、資源涸渴ニ陥リタル本市財政ノ現狀ヲ以テシテハ、何レノ支出ニ對シテモ向後之カ調辨極メテ至難ニシテ、復興ノ前途轉々寒心ニ堪ヘサルモノアリ。

故ニ此ノ時難ヲ濟フニハ、本市負擔ニ屬スル復興事業費ノ内起債ニ俟ツヘキ費額ハ、全部國庫ヨリ無利子ノ貸付ヲ受ケ、之カ償還ハ尠クトモ五年据置、二十年乃至三十年ノ年賦ヲ以テ完了スル計畫ノ下ニ本市財政ノ大本ヲ確立シ、政府ノ施設ト相俟テ帝都復興ノ完美ヲ計ルヨリ他ニ方途ナシ、冀クハ閣下深ク此ノ點ニ明鑑ヲ垂レラレムコトヲ。

右市制第四十六條ニ據リ、意見書提出候也。

大正十二年十一月十三日

東京市會議長 伯爵 柳澤保惠

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛殿
内務大臣 子爵 後藤新平殿
大藏大臣 井上準之助殿
帝都復興院總裁 子爵 後藤新平殿

(連名)

同年十二月三日の市會に於て戸倉嘉市外六十五名は、政府が復興院評議會に提示せられたる復興計畫案の内容は、當初計畫のものと著しき差異を生じ、規模甚だ小に失するものあり、斯くては市民の期待に添はざるのみならず、復興計畫の眼目たる街路運河公園等の計畫をして全からしむるものに非ざるは勿論、復興計畫は少くとも這般の震火災の状態に鑑み、憂を後昆に胎さざるの計畫たらざるべからず、此の點に於て政府當局の再考慮を求むる爲必要ありとし建議案の提出あり、市會は滿場異議なく之を可決し、左の意見書を内閣總理大臣内務大臣大藏大臣帝都復興院總裁に提出せり。

帝都復興ニ關スル意見書

東京市ハ輦轂ノ下ニアル帝國ノ首都ニシテ、其ノ盛衰隆降ハ俱ニ國運ノ消長ニ關ス、隨テ之カ復興建設ニ方リテハ須ク百年ノ長計大策ヲ案シ、諸般ノ施設ニ萬違算ナキヲ期セサルヘカラス、然ルニ

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

政府カ曩ニ復興院評議會ニ提出セラレタル案ハ、其ノ規模狹小ニ過クルモノアルヲ以テ、本市會ハ當時非公式ニ不滿ノ意ヲ表明シテ之カ反省ヲ求メタルニモ拘ラス、其ノ後審議會ニ於ケル審議ハ益々本市ノ要望ニ遠サカルニ至レリ、如此ハ獨リ本市ノ期待ニ背クコト甚シキモノアルノミナラス、永ク禍ヲ後昆ニ胎スモノト謂ハサルヘカラス。

冀クハ閣下深ク此ノ點ニ明鑑ヲ垂レラレ、別冊本市會帝都復興計畫要旨及本年十一月二十一日帝都復興院評議會ニ於テ議決セラレタル希望條項ヲ容レラレ、以テ帝都タル本市ノ萬古不易ヲ企圖セラレムコトヲ切望ノ至リニ堪ヘス。

右市制第四十六條ニ據リ意見書提出候也。

大正十二年十二月三日

東京市會議長 伯爵 柳澤保惠

帝都復興計畫要旨

(甲) 燒失區域内分

一 修築街路一覽表

番 號	路	線 (起點終點及經過地)	延 長	幅 員
-----	---	--------------	-----	-----

品川八ツ山橋ヨリ芝口、和泉橋、車坂ヲ經テ千住大橋北詰ニ至ル

八、四三〇間

一八乃至二四間

八ツ山橋ヨリ本芝一丁目ニ至ル

本芝一丁目ヨリ芝口一丁目ニ至ル

芝口一丁目ヨリ車坂町ニ至ル

車坂町ヨリ千住大橋ニ至ル

内譯

一八 二四 二〇 一八

番 號	路	線 (起點終點及經過地)	延 長	幅 員
--------	---	--------------	--------	--------

一	品川八ツ山橋ヨリ芝口、和泉橋、車坂ヲ經テ千住大橋北詰ニ至ル 八ツ山橋ヨリ本芝一丁目ニ至ル 内譯 本芝一丁目ヨリ芝口一丁目ニ至ル 芝口一丁目ヨリ車坂町ニ至ル 車坂町ヨリ千住大橋ニ至ル	八、四三〇 ^期	一八乃至二四 ^期
二	麴町九丁目ヨリ竹橋、兩國橋ヲ經テ龜戸町環狀線ニ至ル 内譯 麴町九丁目ヨリ竹橋外ニ至ル 竹橋外ヨリ兩國橋西詰ニ至ル 兩國橋西詰ヨリ龜戸町ニ至ル	四、九八〇	一五乃至二四 一八 二四 二〇 一八
三	有樂町一丁目ヨリ三原橋ヲ經テ月島二號地ニ至ル(荒川架橋ヲ除ク) 内譯 有樂町一丁目ヨリ築地二丁目ニ至ル 築地三丁目ヨリ荒川河岸ニ至ル 月島二號地	一、二五〇	一五乃至二〇 一五 一五 一〇 一〇
四	吳服橋外ヨリ永代橋、豊住町ヲ經テ砂町環狀線ニ至ル	三、一五〇	二〇
五	三越吳服店前ヨリ富澤町ヲ經テ矢ノ倉町ニ至ル 内譯 三越吳服店前ヨリ伊勢町ニ至ル 伊勢町ヨリ橋町二丁目ニ至ル 橋町二丁目ヨリ矢ノ倉町ニ至ル	八四〇	二乃至二〇 二 二〇 二
六	車坂町ヨリ駒形町、柳島町ヲ經テ龜戸町環狀線ニ至ル	二、五五〇	二乃至二〇 三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

二〇〇

内譯 車坂町ヨリ駒形町ヲ經テ京成橋際ニ至ル

京成橋ヨリ龜戸町環狀線ニ至ル

大手町一丁目ヨリ中央氣象臺ニ至ル

相生橋南詰ヨリ門前仲町ヲ經テ靈岸町ニ至ル

内譯 相生橋南詰ヨリ和倉町ニ至ル

和倉町ヨリ靈岸町ニ至ル

上野驛前

東京驛東口ヨリ龜島橋ヲ經テ永代橋西詰ニ至ル

内譯 東京驛東口ヨリ水谷町ニ至ル

水谷町ヨリ永代橋西詰ニ至ル

永樂町一丁目濠端ヨリ元千代田町ニ至ル

櫻田門外ヨリ新議事堂前ニ至ル

築地四丁目ヨリ龜島町、新大橋ヲ經テ大島町環狀線ニ至ル

内譯 築地四丁目ヨリ濱町三丁目ニ至ル

濱町三丁目ヨリ大島町環狀線ニ至ル

鍛冶橋外ヨリ彈正橋ヲ經テ船松町ニ至ル

内譯 鍛冶橋外ヨリ本八丁堀二丁目ニ至ル

本八丁堀二丁目ヨリ船松町ニ至ル

東京驛北口錢瓶町ヨリ新常盤橋、淺草橋、今戸橋ヲ經テ白鬚橋際ニ至ル

三、七〇〇

二乃至一八

一、四五〇

三乃至二〇

九〇

二〇

九五〇

一八乃至二六

一一〇

四〇

三五〇

三〇

三、七五〇

二乃至一八

八七〇

二乃至一八

三

三

内譯

東京驛北口錢瓶町ヨリ淺草橋際ニ至ル

淺草橋際ヨリ御藏前片町ニ至ル

御藏前片町ヨリ山ノ宿町ニ至ル

山ノ宿町ヨリ今戸町ヲ經テ白鬚橋際ニ至ル

淺草橋際ヨリ橋町ニ至ル

三〇〇

一五

四三〇

一八

一四	鍛冶橋外ヨリ彈正橋ヲ經テ船松町ニ至ル	八七〇	二乃至一八
	内譯		
	本八丁堀二丁目ヨリ船松町ニ至ル	一八	一三
一五	東京驛北口錢瓶町ヨリ新常盤橋、淺草橋、今戶橋ヲ經テ白鬚橋際ニ至ル	三、七〇〇	二乃至一八

一六	淺草橋際ヨリ橋町ニ至ル	三〇〇	一八
一七	小網町四丁目ヨリ富澤町ニ至ル	四三〇	一八
一八	御藏前片町ヨリ田原町ヲ經テ南千住町常磐線踏切ヲ經テ南千住町南二四番地ニ至ル	二、三四〇	一八
一九	櫻田本郷町ヨリ芝公園ニ至ル	六九〇	一八
二〇	本所區中ノ郷竹橋ヨリ三ノ橋ヲ經テ木場町ニ至ル	二、六一〇	一五
二一	山ノ宿町ヨリ吉野橋ヲ經テ南千住町常磐線踏切ニ至ル	一、〇五〇	一五
二二	本郷眞砂町ヨリ本郷一丁目、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町環狀線ニ至ル	三、七〇〇	二乃至一五
	内譯		
	本郷眞砂町ヨリ御藏前片町ニ至ル	一、五〇〇	一五
	御藏前片町ヨリ龜戸町環狀線ニ至ル	二	一三
二三	道三町ヨリ小川町、御茶ノ水ヲ經テ本郷三丁目ニ至ル	一、五〇〇	一五
二四	一ツ橋外ヨリ鎌倉河岸、一石橋、土橋ヲ經テ宇田川町ニ至ル	二、五八〇	一五
二五	一ツ橋外ヨリ春日町ニ至ル	一、一四〇	一五
二六	竹橋外ヨリ九段坂下ヲ經テ飯田町ニ至ル	一、〇一〇	一五

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

二〇二

二七	九段坂下、富士見町一丁目、英國大使館前ヲ經テ新議事堂前ニ至ル	一、五〇〇	一五
二八	虎ノ門外ヨリ溜池町ニ至ル	八五〇	一五
二九	虎ノ門外ヨリ飯倉町三丁目ニ至ル	七八〇	一五
三〇	木挽町七丁目蓬萊橋際ヨリ芝離宮裏ヲ經テ芝浦埋立地ニ至ル	一、六五〇	一五
三一	須田町ヨリ昌平橋ニ至ル	一一〇	一五
三二	芝區濱松町ヨリ將監橋ニ至ル	二五〇	一五
三三	永代橋東詰ヨリ汐見橋ヲ經テ砂町環狀線ニ至ル	二、一〇〇	三
三四	龜島橋際ヨリ稻荷町ヲ經テ荒川ニ沿ヒ新魚市場ニ至ル	一、〇〇〇	三
三五	南新堀二丁目ヨリ中洲ヲ經テ荒川ニ沿ヒ兩國橋西詰ニ至ル	一、三〇〇	三
三六	深川區海邊町ヨリ靈岸町、中洲、美倉橋ヲ經テ入谷町ニ至ル	四、二〇〇	三
三七	新常盤橋際ヨリ神田區鍛冶町、神田驛前ニ至ル	三六〇	三
三八	小川町ヨリ昌平橋、天神町ヲ經テ池ノ端仲町ニ至ル	一、〇〇〇	三
三九	入谷町ヨリ山ノ宿、向島新小梅町ヲ經テ業平橋際ニ至ル	一、五七〇	三
四〇	本所區押上町ヨリ四ノ橋、小名木川橋ヲ經テ東平井町ニ至ル	二、四九〇	三
四一	深川區越中島町ヨリ永代橋際ヲ經テ荒川ニ沿ヒ向島土堤ヲ寺島町環狀線ニ至ル	四、八九〇	三
四二	魚河岸ヨリ思案橋ヲ經テ小網町三丁目ニ至ル	三三〇	三
四三	築地小田原町新魚市場附近	六五	三

一、修築運河一覽表

(イ) 新鑿運河

番號	路線名	延長	幅員
一	横十間川ヲ洲崎川延長新鑿運河ニ連絡スルモノ	三五〇間	二三間
二	州崎川ヲ横十間川延長新鑿運河ニ連絡スルモノ	三五〇	二三

四二	魚河岸ヨリ思案橋ヲ經テ小網町三丁目ニ至ル	四、八九〇	三
四三	築地小田原町新魚市場附近	三〇〇	三
		六五	三

二、修築運河一覽表

(イ) 新鑿運河

番號	路線名	延長	幅員
一	横十間川ヲ洲崎川延長新鑿運河ニ連絡スルモノ	三、五〇〇	三三
二	州崎川ヲ横十間川延長新鑿運河ニ連絡スルモノ	三、五〇〇	三三
三	大島川ノ曲線ヲ直鑿スルモノ	四、五〇〇	三三
四	築地川ト楓川ヲ連絡スルモノ	一、六〇〇	一八
五	西堀留川ト神田川ヲ連絡スルモノ	五、七〇〇	一八

(ロ) 改修運河

番號	路線名	延長	幅員
一	大川出口ヨリ横十間川ニ至ル小名木川	一、三〇〇	三〇
二	大川出口ヨリ汐先橋ニ至ル築地川	四〇〇	二六
三	大川出口ヨリ秋葉原驛ニ至ル神田川	八七〇	二六
四	大川出口ヨリ箱崎川ニ至ル日本橋川	二、六〇〇	二六
五	北十間川ヨリ十間川ニ至ル横十間川	二、〇〇〇	三三
六	大川出口ヨリ越中島橋ニ至ル大島川	一、五〇〇	三三
七	平久川ヨリ大横川ニ至ル大島川	三、三〇〇	三三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

二〇四

八	大横川ヨリ新鑿運河ニ至ル洲崎川	二七〇	三
九	大川出口ヨリ北十間川ニ至ル源森川	三〇〇	三
一〇	源森川ヨリ横十間川ニ至ル北十間川	五三〇	三
一一	大島川ヨリ鹽濱川ニ至ル平久川	二三〇	三
一二	大川出口ヨリ横十間川ニ至ル堅川	一五〇〇	三
一三	源森川ヨリ海面出口ニ至ル大横川	二七〇〇	三
一四	築地川ヨリ外濠川ニ至ル汐留川	四二〇	三
一五	汐留川ヨリ神田川ニ至ル外濠川	二、八四〇	三
一六	大川出口ヨリ二十間川ニ至ル仙臺堀川	一、〇六〇	三
一七	仙臺堀川ヨリ横十間川ニ至ル二十間川	四八〇	三
一八	濱離宮際ヨリ合引橋ニ至ル築地川	六〇〇	三
一九	櫻川ヨリ日本橋川ニ至ル楓川	六〇〇	三
二〇	外濠川ヨリ櫻川ニ至ル京橋川	三〇〇	三
二一	京橋川ヨリ龜島川ニ至ル櫻川	四二〇	三
二二	日本橋川ヨリ新鑿運河ニ至ル西堀留川	二〇〇	三
二三	秋葉原驛ヨリ牛込見附ニ至ル神田川	一、五〇〇	三

三、新設擴張公園一覽表

番 號	公 園 名	箇 所	面 積
-----	-------	-----	-----

一	小石川公園	砲兵工廠跡	一三七、〇〇〇 ^坪
二	錦糸公園	糧秣廠跡	一七、八〇〇
三	藏前公園	藏前高工及專賣局跡	三三、〇〇〇
四	向島公園	向島大川岸	一四三、〇〇〇
五	日本橋公園	日本橋區濱町	一〇、〇〇〇
六	駿河臺公園	神田區駿河臺	一一〇、〇〇〇

番 號	公 園 名	箇	所	面	積
一三三	秋葉原驛ヨリ牛込見附ニ至ル神田川				一、五〇〇 八
	三、新設擴張公園一覽表				

(乙)

燒失區域外分

一、修築街路一覽表

番 號	路	線 (起點終點及經過地)	延 長	幅 員
一	小石川公園	砲兵工廠跡	一三七、〇〇〇 ^坪	
二	錦糸公園	糧秣廠跡	一七八〇〇	
三	藏前公園	藏前高工及專賣局跡	三三三、〇〇〇	
四	向島公園	向島大川岸	一四三、〇〇〇	
五	日本橋公園	日本橋區濱町	一〇、〇〇〇	
六	駿河臺公園	神田區駿河臺	一一〇、〇〇〇	
七	江東公園	深川區本村町	五五、七〇〇	
八	坂本公園擴張		一一一、〇〇〇	
九	淺草公園擴張		二二、四〇〇	
四四	池ノ端仲町ヨリ池ノ端七軒町ヲ經テ根津須賀町ニ至ル		八七〇 ^間	二三 ^間
四五	本郷三丁目ヨリ東片町、駕籠町ヲ經テ巢鴨橋ニ至ル		二、〇一〇	一五
四六	本郷眞砂町ヨリ傳通院前竹早町、大塚辻町ヲ經テ池袋環狀線ニ至ル		二、七五〇	一三乃至一五
	内譯 本郷眞砂町ヨリ大塚辻町ニ至ル 大塚辻町ヨリ池袋環狀線ニ至ル			一五 三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

二〇六

四七	飯田橋ヨリ赤城元町、江戸川町、高田老松町ヲ經テ目白驛ニ至ル	二、五〇	一五
四八	麴町九丁目ヨリ四谷見附、四谷鹽町ヲ經テ淀橋角筈ニ至ル	一、七〇	一五
四九	麴町永田町一丁目ヨリ赤坂見附、青山四丁目ヲ經テ道玄坂下環狀線ニ至ル	二、七〇	一五
五〇	赤坂福吉町ヨリ六本木町廣尾橋ヲ經テ惠比壽驛ニ至ル	二、二八〇	一五
五一	將監橋ヨリ聖坂、二本榎ヲ經テ五反田驛前ニ至ル	二、三〇〇	一五
五二	芝園橋際ヨリ赤羽橋、飯倉三丁目、六本木、四谷鹽町ヲ經テ早稻田鶴卷町ニ至ル	四、三八〇	三乃至一五
五三	芝園橋際ヨリ赤羽橋際ニ至ル 内譯 赤羽橋南詰ヨリ飯倉三丁目ニ至ル 飯倉三丁目ヨリ早稻田鶴卷町ニ至ル	一、八〇〇	一三
五四	音羽町九丁目ヨリ小日向臺町、久堅町ヲ經テ東片町ニ至ル 第一高等學校西南角ヨリ茅町二丁目ニ至ル	五二〇	一三

一、修築運河一覽表

番 號	路 線 名	延 長 幅 員
二四	海面出口ヨリ四ノ橋ニ至ル古川	一、九五〇 _間 三 _間

三、新設擴張公園一覽表

番 號	公 園 名	箇 所	面 積
一〇	市ヶ谷公園	陸軍士官學校跡	九八、六〇〇 _坪
一一	大塚公園	大塚兵器支廠跡	七〇、六〇〇
一二	芝浦公園	芝區汐留町	七六、〇〇〇

二、修築運河一覽表

番 號	路 線	名	延 長	幅 員
二四	海面出口ヨリ四ノ橋ニ至ル古川		一、九五〇 _間	三 _間

三、新設擴張公園一覽表

番 號	公 園 名	箇 所	面 積
一〇	市ヶ谷公園	陸軍士官學校跡	九八、六〇〇 _坪
一一	大塚公園	大塚兵器支廠跡	七〇、六〇〇
一二	芝浦公園	芝區汐留町	七六、〇〇〇
一三	天現寺公園	麻布區廣尾町	一二九、〇〇〇
一四	戸塚公園	戸塚町	一三一、五〇〇

帝都復興計畫說明

一 本案ハ街路網ノ骨格ニ於テ理想的高速度鐵道網ノ敷設ニ便利ナル様考慮シタリ、高速度ノ鐵道ノ系統凡ソ左ノ如シ

1. 芝浦埋立地ヨリ銀座東仲通淺草橋ヲ經テ鐘ヶ淵ニ至ル
 2. 五反田ヨリ東京驛東口附近ヲ經テ千住大橋ニ至ル
 3. 惠比須ヨリ日比谷小川町ヲ經テ巢鴨ニ至ル
 4. 澁谷ヨリ馬場先ヲ經テ月島ニ至ル
 5. 新宿ヨリ半藏門東京驛ヲ經テ砂町ニ至ル
 6. 池袋ヨリ大手町坂本町ヲ經テ龜戸ニ至ル
- 二 本案ハ運河ノ新鑿改修ニ意ヲ用ヒタリ、帝都復興院ノ案ニ比シ追加シタル主ナルモノ左ノ如シ
1. 大横川改修
 2. 仙臺堀川改修

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

3. 豎川改修
4. 西堀留川延長新鑿
5. 神田川萬世橋牛込見附間改修
6. 外濠川改修
7. 古川改修
3. 本案ハ燒失區域外ニ於テ芝區芝園橋附近ヲ起點トシ、上野山下ニ達スル環狀道路ヲ計畫セリ
4. 新宿ヨリ龜戸ニ至ル所謂東西幹線ヲ本案ハ九段坂ヲ避ケテ竹橋ヲ通過スルコト、セリ
5. 本案ハ各方面ヨリ中央市場ニ到達スルノ便宜ヲ特ニ考慮セリ
6. 本案ハ芝浦ニ通スル幹線ヲ計畫セリ
7. 本案ハ既定計畫タル所謂榎町線ヲ尤モ有意義ニ考慮セリ
8. 本案ハ隅田川ニ沿フ直進道路ヲ計畫セリ

復興計畫規模對照表

(甲) 燒失區域内分

種 別	東京市案		復興院案		復興院案に比し増
	延長	面積	延長	面積	
街路橋梁	一六三、二七五間	一、七七七、一一〇坪	一五五、六七〇間	一、四七四、四七九坪	一六、六〇八間 三〇一、六三二坪
運河	四七〇、七九九、〇〇〇圓	三三二、八三三、〇〇〇圓	一四八、九七六、〇〇〇圓		

公 園 箇 所 數	九箇所		三箇所		六箇所	
	延長	面積	延長	面積	延長	面積
公 園 箇 所 數	一一、四〇〇間	四三、九〇〇坪	一一、七〇〇間	二五、三〇〇坪	九、七〇〇間	一七九、六〇〇坪
公 園 箇 所 數	七五、四二一、〇〇〇圓	二六、五〇〇、〇〇〇圓	四六、九二二、〇〇〇圓			

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

面積	五九五、七〇〇坪
----	----------

帝都復興計畫經費一覽表

種別	總費額	内	
		燒失區域内分	燒失區域外分其の他の分
街橋梁	五八、〇五、〇〇〇 ^円	四七、七九、〇〇〇 ^円	九七、二四〇、〇〇〇 ^円
河橋	八四、九七、〇〇〇	七五、四九、〇〇〇	九、四八、〇〇〇
公園	一五、七六、〇〇〇	八七、八四、〇〇〇	六、八四、〇〇〇
地下鐵道	三〇、八〇、〇〇〇	—	二〇、八〇、〇〇〇
土地整理費	四〇、五〇、〇〇〇	四〇、五〇、〇〇〇	—
灣劃費	三三、〇〇、〇〇〇	—	三三、〇〇、〇〇〇
港務費	五四、七四、〇〇〇	三三、七三、〇〇〇	二〇、九七、〇〇〇
計	一、二四八、七六八、〇〇〇	七〇八、三二七、〇〇〇	四四〇、三二一、〇〇〇

(参照)

帝都復興計畫經費一覽表(復興院案)

種別	金額	備考
街橋梁	三三、八三、〇〇〇 ^円	
河橋	二八、五〇、〇〇〇	
公園	一、九〇〇、〇〇〇	

種別	金額	備考
土地鐵道整理費	四〇、五〇〇、〇〇〇	
地下鐵道整理費	—	
灣劃費	一三、九三、〇〇〇	東京復興費以外の分を含む
計	四三、四三、〇〇〇	

同月二十五日の市會に於ては緊急動議として、帝都復興に關する意見書提出の建議あり、之れ第四

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案

く、依て市會は其の意思を政府に表明せむが爲に、建議の要ありと爲し、全員一致左の意見書を總理大臣、内務大臣、大藏大臣に提出せり。

帝都復興ニ關スル意見書

本市會ハ本市カ帝都タルノ地位ニ鑑ミ、其ノ復興建設ヲ按スルニ方リテハ須ク百年ノ長計大策ヲ樹テ、以テ諸般ノ施設ニ萬遺算ナカラシムヘキコトヲ希ヒ、曩ニ其ノ計畫要旨ヲ具シ稟請スル所アリシモ、事豫期ニ反シ、政府ノ提案已ニ規模狭小ナルニ議會ハ更ニ多大ノ修正ヲ加ヘ、本市ノ要望ト愈遠サカルニ至リシハ遺憾措ク能ハサル所タリ、然レトモ貴族院ハ別ニ見ル所アリ、帝都ノ復興ニ關シテハ克ク慮ヲ遠キニ致シ、補正以テ其ノ大成ノ期スヘキモノナリト決議セラレタルハ、本市ノ爲メ頗ル意ヲ強カラシムルモノアリ、惟フニ政府亦必スヤ此ノ決議ノ趣旨ヲ尊重シテ考慮セラル、所アルヲ疑ハスト雖、冀クハ閣下深ク思フ帝都ノ將來ニ致シ、更ニ完全ナル復興補足ノ計畫ヲ確立セラル、ト共ニ、之カ實行ニ關シテハ、財源ヲ按シ緩急ヲ圖リ、以テ其ノ宜シキヲ制セラル、ハ論ヲ俟タスト雖、重キヲ本市會決定ノ計畫要旨ニ置キ築港運河公園ハ勿論、殘存區域ニ於ケル既定都市計畫ノ遂行ヲ期シ、尙燒失區域ノ區劃整理ハ帝都ノ復興ニ深甚ノ影響アルカ故ニ、之カ實施ニ關シ最善ノ方法ヲ講シテ來ル通常議會ニ提案セラレムコトヲ切望ス

以右市制第四十六條ニ據リ意見書提出候也

大正十二年十二月廿五日

- 總理大臣伯爵 山本權兵衛殿
 - 内務大臣子爵 後藤新平殿
 - 大藏大臣 井上準之助殿
- (連名)

東京市會議長伯爵 柳澤保惠

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第一節 總說

第一項 第四十七議會に於ける審議の概要

總理大臣伯爵 山本權兵衛殿
 內務大臣子爵 後藤新平殿 (連名)
 大藏大臣 井上準之助殿

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第一節 總說

第一項 第四十七議會に於ける審議の概要

第四十七臨時
議會の招集

大正十二年九月一日大震災に對する政府當局の對策並應急施設に關しては前章に於て既に之を記述せり。

政府は曩に屢々發布せる緊急勅令の承認及各般の施設並計畫に就き帝國議會の協贊を求むる爲、同年十二月十日第四十七臨時議會を招集、翌十一日開院式を舉行し同月十二日午前十時衆議院本會議開會、日程に入るに先立ち粕谷議長より、這般の震災に就き畏くも兩陛下に於かせられては深く御心を惱ませられ、攝政宮殿下亦御憂慮遊ばさる、殊に宮城の一部は破損し、宮家にては薨去の方あり、重ね重ね恐懼に堪えざる次第にして、茲に院議を以て天機を奉伺し、且皇后陛下並攝政宮殿下の御機嫌を奉伺したき旨を諮りたるに總員起立全會一致を以て可決せり。

次で日程を變更し床次竹二郎外五名提出決議案「震災遭難者に對する件」及「震災に關する列國の同情に對し感謝の件」を議題とすることに決し、全會一致左の通可決せり。

決議案 (震災遭難者に對スル件)

衆議院ハ振古未曾有ノ震災ニ因リ不測ノ慘禍ヲ被リタル内外國民ニ對シ茲ニ院議ヲ以テ滿腔ノ同情ヲ寄セ特ニ幾萬ノ歿死者ニ深甚ナル哀悼ノ意ヲ表ス

右決議ス

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

決議案 (震災ニ關スル列國ノ同情ニ對シ感謝ノ件)

衆議院ハ振古未曾有ノ震災ニ際シ列國ヨリ寄セラレタル深甚ナル同情ニ對シ茲ニ院議ヲ以テ感謝ノ意ヲ表ス

右決議ス

十二月十三日開議劈頭山本内閣總理大臣の演説あり、其の要領左の如し。

内閣總理大臣(伯爵山本權兵衛)演説

不肖曩に大命を拜し内閣を組織し、茲に當議場に於て親しく諸君と相見ゆるの機會を得たるは予の最も光榮とするところなり、予が内閣を組織したるは震災直後物情尙騒然たるの時なりしが、此の未曾有の時局に當り責任最も重きを念ひ、區々の微衷敢えて此の重責を完ふせむことを期せり。

今次の大震災は火災の猖獗を伴ひ、其の被害極めて慘烈にして畏多くも皇族殿下御三方迄も薨去遊ばされたるは誠に恐懼の至なり、震災により骨肉に離れ、住家を失ひたる罹災者の數無慮百萬、死傷者十數萬に達し、在留外國官民にして難に罹りたるもの亦尠なからざるは恟に痛悼に堪へず、此の時に當り畏くも天皇陛下には深く軫念あらせられ、曩に内帑の資を下され特に再度の聖詔に依り國民の向ふ所を示し給ひ、叡慮の深厚なる感激恐懼に堪えず。

政府は震災に當り秩序の維持と應急救護とを最先の急務と信じ、戒嚴令の一部を適用し、特に治安維持の爲罰則の規定を設け、極力流言浮説を防遏し嚴に非違を戒むると共に、食糧物資の供給、應急住宅の建築、其の他臨機の措置を執るに於て最善の努力を盡したり。

固より其の間人心の動搖を來し、混亂の際多少常軌を逸したるものあれど幸に常態に復するを得たるは畢竟御稜威の然らしむる所なるが、又官民協力一致應急救護に勉め、此の非常時に當り克く前後の措置を誤らず、且我國民の節制を尙び、義勇奉公の精神を發揚したる結果と信じ予の深く喜び

とする所なり、殊に世界各國が上下擧げて我が國民に最も深厚なる同情を表し、慰問救恤に盡せるは即ち之れ人道的精神と友誼の發露として我國民の永く記念すべき事柄にして、予は茲に政府を代表し各國に對する感謝の念を表明するの機會を得たるを欣幸とす、我國民たるもの友邦の斯かる同情を深く感銘すると共に、國際間の共助共存の眞義を會得し、將來益々各國民間の友交關係を進め、世界恒久平和の確立に一層の力を致さざるべからず。

帝都の復興に關しては本年九月大詔を拜し、爾來帝都復興審議會並帝都復興院を新設し、東京及横

維持の爲罰則の規定を設け、極力流言浮説を防遏し嚴に非違を戒むると共に、食糧物資の供給、應急住宅の建築、其の他臨機の措置を執るに於て最善の努力を盡したり。

固より其の間人心の動搖を來し、混亂の際多少常軌を逸したるものあれど幸に常態に復するを得たるは畢竟御稜威の然らしむる所なるが、又官民協力一致應急救護に勉め、此の非常時に當り克く前後の措置を誤らず、且我國民の節制を尙び、義勇奉公の精神を發揚したる結果と信じ予の深く喜び

とする所なり、殊に世界各國が上下擧げて我が國民に最も深厚なる同情を表し、慰問救恤に盡せるは即ち之れ人道的精神と友誼の發露として我國民の永く記念すべき事柄にして、予は茲に政府を代表し各國に對する感謝の念を表明するの機會を得たるを欣幸とす、我國民たるもの友邦の斯かる同情を深く感銘すると共に、國際間の共助共存の眞義を會得し、將來益々各國民間の友交關係を進め、世界恒久平和の確立に一層の力を致さざるべからず。

帝都の復興に關しては本年九月大詔を拜し、爾來帝都復興審議會並帝都復興院を新設し、東京及横濱兩市の災後に善處すると共に、將來の發展を稽へ、帝都復興の計畫を定めたり、帝都復興の計畫に就ては全般の施設を通じて實質を主とし外觀を従とし、専ら國民の實際生活に適合することを以て其の根幹とし、國力と民度とに顧み其の負擔に堪ふる範圍を限度とせり。

以上の趣旨を以て帝都復興計畫の規模を定め、健全にして秩序ある都府の建設を速進することを期し、茲に必要な追加豫算案及法律案を今期議會に提出することゝなれる次第なり、右の外今朝議會に於ては震災關係中特に急を要するもの限り提案し、其の他一般事項に關しては次期通常議會に於て所信を陳述し、更に案を提出して各位の協贊を請はむと欲す、願くば政府の意の存する處を諒せられ、國家の要務に對し慎重審議の上速に協贊を與へられむことを切望す。

次で井上大藏大臣より大正十二年度追加豫算及同十三年度豫算案概要の説明ありたるが、之に關しては本章第十一節に詳かなるを以て茲に記さず。

十二月十四日衆議院に於て政府提出に係る左記法案を上程す。

- 一 帝都復興計畫法案
- 二 復興事業ノ施行ニ伴ヒ支拂フヘキ金額ヲ國債證券ヲ以テ交付スル等ニ關スル法律案
- 三 震災善後公債法案

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

右三案は第一讀會に於て特に二十七名の委員に一括審査を付託することに決し、帝都復興計畫法案は委員會に於て表題を「特別都市計畫法」と改め、且若干の修正を行ひ、第二案は原案を可決し、第三案を修正可決し、同月二十日衆議院本會議に移し、右委員會報告通可決確定せり。

十二月十二日貴族院に於ては全會一致左の決議案を可決す。

遭難者追悼決議

大正十二年九月一日關東地方ノ震災ハ其ノ慘害劇甚ヲ極メ皇族三殿下ヲ始メ奉リ同胞ノ生命ヲ喪フ者十萬ヲ出テ外國人ノ死者二千ヲ超ユ悲痛曷ソ勝ヘム茲ニ貴族院ハ院議ヲ以テ哀悼ノ至誠ヲ表ス。

外國ニ對スル感謝決議

本邦大震ノ悲報一タヒ海外ニ傳ハルヤ各國ノ元首及國民直ニ崇高ナル同情ヲ寄セ至大ノ援助ヲ與ヘラレタリ是レ我國民ノ感激シテ忘ルル能ハサル所ナリ茲ニ貴族院ハ院議ヲ以テ深厚ナル謝意ヲ表ス

十二月二十一日貴族院本會議に左記議案の上程あり。

- 一 帝都復興計畫法案(政府提出、衆議院送付)
- 二 復興事業ノ施行ニ伴ヒ支拂フヘキ金額ヲ國債證券ヲ以テ交付スル等ニ關スル法律案(同前)
- 三 震災善後公債法案(同前)

右三案は同一特別委員に付託され同廿三日本會議に於て全部衆議院決定の原案通り可決確定せられたり、次で別項記載の如く、追加豫算を可決せり。

今期議會は大震災火災善後の臨時議會として會期十日間を限り招集せられたりしが、緊急重要の議案輻輳し審議未了の案件多かりしを以て、更に三日間會期の延長を命ぜられ、帝都復興計畫法案を始め震災に關する諸案件及緊急勅令承諾案等を審議せり、今其の主要なる案件につき審議の結果を表示すれば左の如し。

議 件	衆 議 院		貴 族 院	
	上程月日	經過 結果年月日	上程月日	經過 結果年月日
大正十二年度歳入歳出總豫算追加案 (第一號)	大正十三年 十二月十二日	委員付託 大正十三年十二月 九日修正可決	大正十三年 十二月十三日	大正十三年十二月 二十三日可決
右 (第二號)	十二月十二日	九日可決	十二月十三日	二十三日可決

たり、次に別項記載の如く、追加豫算を可決せり。
 今期議會は大震災火災善後の臨時議會として會期十日間を限り召集せられたりしが、緊急重要の議案
 輻輳し審議未了の案件多かりしを以て、更に三日間會期の延長を命ぜられ、帝都復興計畫法案を始め
 震災に關する諸案件及緊急勅令承諾案等を審議せり、今其の主要なる案件につき審議の結果を表示す
 れば左の如し。

議 件	衆 議 院		貴 族 院	
	上程月日	經過 結果年月日	上程月日	經過 結果年月日
大正十二年度歳入歳出總豫算追加案 (第一號)	大正十二年 十二月十二日	委員 付託 大正十二年十二月 九日修正可決	大正十二年 十二月十三日	大正十二年十二月 二十日可決
右 (第一號)	十二月十二日	九日可決	十二月十三日	二十日可決
豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ 要スル件 (追第一號)	十二月十二日	九日可決	十二月十三日	二十日可決
帝都復興計畫法案	十二月十四日	委員 付託 二十日修正可決	十二月二十日	委員 付託 二十日可決
震災ニ因リ租稅ヲ減免セラレタル者ノ法令 上ノ納稅資格要件ニ關スル法律案	十二月十四日	同日可決	十二月二十日	同日可決
復興事業ノ施行ニ伴ヒ支拂フヘキ金額ヲ國 債證券ヲ以テ交付スル等ニ關スル法律案	十二月十四日	同日可決	十二月二十日	同日可決
震災善後公債法案	十二月十四日	同日修正可決	十二月二十日	同日可決
東京帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル 法律案	十二月十四日	九日可決	十二月二十日	二十日可決
臨時物資供給令ノ承諾ヲ求ムル件	十二月十四日	同日不承諾		
大正十二年勅令第四百二十三號ノ承諾ヲ求 ムル件(選舉人名簿調製ノ件)	十二月十四日	九日承諾	十二月二十日	同日承諾
臨時物資供給特別會計令ノ承諾ヲ求ムル件	十二月十四日	九日不承諾		

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

大正十二年勅令第四百十號ノ承諾ヲ求ムル件(租稅減免ノ件)	大正十二年勅令第四百十一號ノ承諾ヲ求ムル件(輸入稅減免ノ件)	大正十二年勅令第四百二十四號ノ承諾ヲ求ムル件(手形割引損失補償ノ件)	大正十二年勅令第四百三號ノ承諾ヲ求ムル件(治安維持ノ爲ニスル罰則ノ件)	大正十二年勅令第四百七十一號ノ承諾ヲ求ムル件(株主名簿ヲ喪失セル會社ノ件)	大正十二年勅令第四百九號ノ承諾ヲ求ムル件(府縣會議員任期ノ件)	大正十二年勅令第四百七十五號ノ承諾ヲ求ムル件(法人ノ破産宣告ニ關スル件)	非常徵發令ノ承諾ヲ求ムル件	大正十二年勅令第四百五號ノ承諾ヲ求ムル件(暴利取締ノ件)	大正十二年勅令第四百十二號ノ承諾ヲ求ムル件(權利利益ノ存續期間ノ件)	關東地方ノ震災ニ罹リタル者ニ對スル債權ニ關スル法律案(中野寅吉提出)	震災豫防調査機關設置ニ關スル建議案(星島二郎提出)	震災地方復興ニ關スル建議案(吉植庄一郎外二十四名提出及別ニ小泉又次郎外十三名提出)
十二月六日	十二月六日	十二月五日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月九日	十二月十日	十二月三日	十二月三日	十二月三日	十二月五日
委員付託	同	同	同	同	同	同	同	同	同	委員付託	委員付託	同
九日承諾	九日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日承諾	三日撤回	三日可決	三日可決
十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日	十二月十日
三日承諾	三日承諾	三日承諾	七日承諾	七日承諾	七日承諾	七日承諾	七日承諾	七日承諾	七日承諾	九日承諾	九日承諾	九日承諾

第二項 第四十八議會以降に於ける審議の概要

第四十八議會は大正十二年十二月二十六日招集せられたるが翌十三年一月三十一日解散を命ぜらる越えて大正十三年六月二十七日招集せられたる第四十九臨時議會に於ては震災關係左記諸案の提出あり。

一 震災被害地ノ地租免除等ニ關スル法律案

關東地方ノ震災ニ罹リタル者ニ對スル債權ニ關スル法律案(中野寅吉提出)	三月二十日	同日撤回
震災豫防調査機關設置ニ關スル建議案(星島二郎提出)	三月二十日	委員付託 三月二十日可決
震災地方復興ニ關スル建議案(吉植庄一郎外二十四名提出及別ニ小泉又次郎外十三名提出)	三月二十日	同日可決

第二項 第四十八議會以降に於ける審議の概要

第四十八議會は大正十二年十二月二十六日招集せられたるが翌十三年一月三十一日解散を命ぜらる越えて大正十三年六月二十七日招集せられたる第四十九臨時議會に於ては震災關係左記諸案の提出あり。

- 一 震災被害地ノ地租免除等ニ關スル法律案
 - 一 震災善後公債法中改正法律案
 - 一 震災ニ因リ地租ヲ免除セラルル者ノ法令上ノ納稅資格要件ニ關スル法律案
 - 一 借地借家臨時處理法案
 - 一 震災ニ因ル喪失無記名國債證券ニ關スル法律案
 - 一 非常徵發令廢止ニ關スル法律案
 - 一 大正十三年勅令第四十六號ノ承諾ヲ求ムル件(震災善後ニ關スル公債發行ノ件)
- 以上各案何れも貴衆兩院に於て可決せられたり。
- 大正十三年十二月二十五日招集せられたる第五十議會に於ては特別都市計畫區域内ニ於ケル寺院ノ國有境内地讓與等ニ關スル法律案の提出ありて、衆議院に於て修正可決され、貴族院亦此の修正案を可決せり。
- 大正十四年十二月二十五日招集せられたる第五十一議會に於ては特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル法律案の提出あり、衆議院に於て修正可決せられ、貴族院に於ても衆議院修正案を可決せり。
- 昭和元年十二月二十五日招集せられたる第五十二議會に於ては防火地區内借地權處理法案の提出あり。

り、貴衆兩院共に原案を可決せり。

以下直接帝都復興計畫に關する諸案件につき節を分ちて記述す。

第二節 特別都市計畫法の審議

第一項 衆議院に於ける修正

大正十二年十二月十四日衆議院に於ては政府提出に係る帝都復興計畫法案を上程せり。

特別都市計畫法
帝都復興計畫法案

(小字ハ衆議院ノ修正、ハ同削除ノ符號ナリ)

第一條 本法ニ於テ復興計畫ト稱スルハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ヲ謂フ

第二條 行政官廳復興計畫事業ヲ執行スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三條 行政廳又ハ公共團體カ執行スル土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス建物アル宅

地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

前項ノ土地區劃整理ニ付テハ耕地整理法第三十一條ノ規定ニ拘ラス換地處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 土地區劃整理ヲ施行スル爲メ土地區劃整理組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テ土地所有者同意ヲ爲スニ付テ

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ借地法ニ謂フ借地權者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ借地權者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員トナルコトヲ得

第五條 前條第一項ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計換地處分及第七條第一項ノ補償金ノ配當ニ關ス

ル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見

ヲ聞キ之ヲ定ム

第六條 前條第一項ノ土地區劃整理施行ノ爲必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ

存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月前ニ所有

者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限り之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條並土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ

準用ス

第七條 前條第一項ノ土地區劃整理施行ノ爲必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ

存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月前ニ所有

者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限り之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條並土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ準用ス

前項ノ借地權者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員トナルコトヲ得

第五條 行政廳又ハ公共團體ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ設計換地處分及第七條第一項ノ補償金ノ配當ニ關ス

ル事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者ヲ以テ組織スル土地區劃整理委員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ム

第六條 前條第一項ノ土地區劃整理施行ノ爲必要アルトキハ換地豫定地ヲ指定シテ土地區劃整理施行地區内ニ

存スル建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ對シ其ノ移轉ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ三月前ニ所有者及占有者ニ其ノ旨ヲ豫告スヘシ

所有者又ハ占有者カ前項ノ移轉ニ因リテ損害ヲ受ケタルトキハ其ノ通常受クヘキ損害ニ限り之ヲ補償スヘシ

前項ノ規定ニ依ル補償金ハ補償審査會之ヲ決定ス

耕地整理法第二十五條並土地收用法第八十二條第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ規定ニ依ル補償金ニ關シ之ヲ

準用ス

第七條 第五條第一項ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ道路、廣場、運河其ノ他ノ公共ノ用ニ供スヘキモノト爲リタル土地ハ國又ハ公共團體ノ所有地ニ編入ス

前項ニ規定スル土地ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル其ノ編入ニ關シテモ亦同シ

第八條 第三條第一項ノ土地區劃整理ノ施行ニ因リ土地區劃整理施行地區内ニ於ケル施行後ノ宅地ノ總面積カ施行前ノ宅地ノ總面積ヨリ一割以上ヲ減少スルニ至リタルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ

依リ補償金ヲ交付スルコトヲ要ス

前項ノ宅地トハ勅令ニ依リ公共ノ用ニ供スル土地ト定ムルモノ以外ノ土地ヲ謂フ

第九條 第三項及第四項ノ規定ハ第一項ノ補償金ニ關シ之ヲ準用ス

第十條 都市計畫法第十三條第二項ノ規定ハ第三條第一項ノ土地區劃整理ニ之ヲ準用ス

第十一條 補償審査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

補償審査會ハ會長一人及委員十四人ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

- 一 關係各廳高等官 三人
- 二 關係府縣高等官 二人
- 三 關係府縣市參事會員 六人

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

二二二

四 學識經驗アル者 三人

前項第二號及第三號ノ規定ニ依ル委員ハ關係府縣市ニ關セサル事項ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ス
補償審査會ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス

第十條 都市計畫法第二十三條乃至第二十六條ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處
分ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

大正十二年九月ノ震災ノ結果ニ鑑ミ東京及横濱ノ復興ニ關スル計畫ヲ樹テ其ノ事業ヲ遂行スルノ
必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

山本總理大臣先づ本法案提出ノ理由に付概要の説明あり、曰く、復興計畫上準據すべき法制とし
ては既に都市計畫法あるも之のみを以ては到底充分なる運用を期し難く、殊に復興計畫は土地區劃
整理の方法に依りて遂行する事とせるを以て是に關する規定を補充するの必要上新に本法案を提出
せりとの主旨を述べ、之に對し議員松本君平君より帝都復興問題に關しては少くとも三大原則を包
含するの要あり、第一に帝都自身の復興を意味するは勿論、大にしては國民の政治、社會、産業、
教育等ノ一切文化の復興を意味するを要す、第二に將來日本國民の全都市生活の改善を包含し、第
三に全日本國民の文化を世界に對して圖るの計を存するの要あり、而して該復興法案に對し、政府
は如^上百年の大計を執行するの意圖ありやとの質問に對し、内務大臣子爵後藤新平君之に答へ、千
載一遇の時機に際しロンドンウシントンの先例に鑑み、國家千百年の大計を立案せしが、經費其の
他止むなき事情の爲、法案としては土地の整理事業に關するものゝみに局限したるも本法案を以て
帝都復興の全部とするものにあらず。

次で木下甚三郎君、秦豊助君、安藤正純君等の質問あり、之に對しても後藤内務大臣より夫々答辯
する所あり、結局議長は二十七名の委員を指名し本案の審査を附託せり。

斯くて委員會を開くこと前後四回、委員小橋一太君より左の如き修正案提出さる。

「帝都復興計畫法」の名稱を特別都市計畫法と改む、從て各本條中に於ける關係字句の修正。

第三條中「行政廳又ハ公共團體カ施行スル」と云ふを削り、又第二項中「前項」を削る。

第三條の次に左の第四條を挿入す。

三に全日本國民の文化を世界に對して圖るの計を存するの要あり、而して該復興法案に對し、政府は如「上」百年の大計を執行するの意圖ありやとの質問に對し、内務大臣子爵後藤新平君之に答へ、千載一遇の時機に際しロンドン・ウシントンの先例に鑑み、國家千百年の大計を立案せしが、經費其の他止むなき事情の爲、法案としては土地の整理事業に關するものゝみに局限したるも本法案を以て帝都復興の全部とするものにあらず。

次で木下甚三郎君、秦豊助君、安藤正純君等の質問あり、之に對しても後藤内務大臣より夫々答辯する所あり、結局議長は二十七名の委員を指名し本案の審査を附託せり。

斯くて委員會を開くこと前後四回、委員小橋一太君より左の如き修正案提出さる。

「帝都復興計畫法」の名稱を特別都市計畫法と改む、從て各本條中に於ける關係字句の修正。

第三條中「行政廳又ハ公共團體カ施行スル」と云ふを削り、又第二項中「前項ノ」を削る。

第三條の次に左の第四條を挿入す。

「土地區劃整理ヲ施行スル爲土地區劃整理組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テ土地所有者同意ヲ爲スニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ借地法ニ謂フ借地權者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」

「前項ノ借地權者ハ登記ナキモ耕地整理法第二條ノ二ノ規定ニ依リ前項ノ組合ノ組合員トナルコトヲ得」

從つて案第四條を第五條とし、同條中「前條第一項」の五字を「行政廳又ハ公共團體カ」に第七條を第八條に改む。

第五條は第六條とし、同條中「第三條第一項」を「前條」に改む。

第六條を第七條とし、同條中「第三條第一項」を「第五條」に改む。

第七條を第八條とし、同條中「第三條第一項」を「第五條」に、「第五條」を「第六條」に改む。

第八條を第九條とし、同條中「第三條第一項」を「第五條」に改む。

第九條を第十條とし、同條中「内閣總理大臣」とあるを夫々「主務大臣」と改む。

第十條を第十一條とす。

修正理由

一 法案の名稱を變更せし理由は、同法案の内容は専ら土地區劃整理の規定にして、一般都市計畫法の特別規定なり、故に此の内容に適せる名稱に變更せり。

二 土地所有者若は地主の組合にして此の特別法により土地區劃整理を行ふ場合を明にせしは、土地區劃整理は土地所有者の利益に關すること重大にして土地所有者若は地主の組合が土地區劃整理を行ふの途を開くの要あるを認めたるに依る。

三 第四條の追加は都市計畫法の制定當時に於ては借地法の發布なかりしが、現時にありては同法により認められたる借地權を尊重するを適當と認めたるによる。

四 元の第九條即ち修正の第十條に於ける補償審査會の事項に關して内閣總理大臣を主務大臣と修正せしは復興豫算の修正により復興院の廢止せられたる結果によるものなり。

如上修正案に對し質問又は反對意見あり、賛否を起立に問ひたる結果多數により修正案を可決せり。次で十二月二十日本案外二件の第一讀會を續開す、委員長高橋光威君より、本案は本院に於て表題を「特別都市計畫法」に改め前記の通修正すべきものと議決せる旨報告及説明あり、之に對し、作間耕逸君、湯淺凡平君の修正反對、添田敬一郎君の修正賛成あり、議長修正の賛否を起立に問ふや賛成者多數にして本法案第二讀會は委員長報告通修正可決に決し、第三讀會に移して異議なきを認め、右修正案を可決確定せり。

即ち政府提出に係る帝都復興計畫法は如上の經過を以て修正可決せられたるなり。

第二項 貴族院に於ける審議

衆議院に於て修正可決せられたる本法案は大正十二年十二月二十一日貴族院本會議に上程せられ、先づ山本總理大臣は復興計畫事業を遂行するに既存の都市計畫法のみを以てするの不充分なるを認め特に本案を提出せる所以を述べ、猶衆議院に於て二三の修正を見たるは之れ豫算の修正上止むを得ざるものとして政府も同意せる旨を説明す、江木翼君、水野鍊太郎君等の質問に對しては後藤内務大臣

松木政府委員よりの答辯あり、議長指名による特別委員十五名に附託さる。

委員會を開くこと二回、委員斯波忠三郎君は衆議院の修正案に反對し、原案第三條頭初の「行政廳又ハ公共團體」を削除するは帝都復興の骨子を没却するものにして幾多の障害を起す所以なりと述べ、伊澤多喜男君亦之に同意し、本法は都市計畫法の特別法にして非常法なり、故にその適用範圍を限定するを妥當とし、原案第三條の如くする時は地主組合に過大なる權力を與ふるものにして危険なる立法と稱すべく、議題たる原案に賛成するの餘地なしと説き、政府原案第七條に關し即ち修正案第八條削

衆議院に於て修正可決せられたる本法案は大正十二年十二月二十一日貴族院本會議に上程せられ、先づ山本總理大臣は復興計畫事業を遂行するに既存の都市計畫法のみを以てするの不充分なるを認め特に本案を提出せる所以を述べ、猶衆議院に於て二三の修正を見たるは之れ豫算の修正上止むを得ざるものとして政府も同意せる旨を説明す、江木翼君、水野鍊太郎君等の質問に對しては後藤内務大臣

松木政府委員よりの答辯あり、議長指名による特別委員十五名に附託さる。

委員會を開くこと二回、委員斯波忠三郎君は衆議院の修正案に反對し、原案第三條頭初の「行政廳又ハ公共團體」を削除するは帝都復興の骨子を没却するものにして幾多の障害を起す所以なりと述べ、伊澤多喜男君亦之に同意し、本法は都市計畫法の特別法にして非常法なり、故にその適用範圍を限定するを妥當とし、原案第三條の如くする時は地主組合に過大なる權力を與ふるものにして危険なる立法と稱すべく、議題たる原案に賛成するの餘地なしと説き、政府原案第七條に關し即ち修正案第八條削除を提議す、之に對し和田彦次郎君は修正案と豫算とは相對應せるものにして、本案を以て萬全と認むるものに非らざるも、豫算を現在の如くに修正せる以上、一時該修正案を通過せしめ、而して後に策を講ずるを帝都復興に忠實なる處置なりと論じ、永田秀次郎君亦本修正により行政廳又は公共團體が都市計畫を行ふを妨げらるゝものに非ず、殊に公共團體の執行に際し政府がその補助をなすに何等妨げらるゝ所なき旨の政府の言明を信じ、一應原案に賛成するものなりと同じ、若槻禮次郎君は衆議院の修正を排して政府提出の原案に復する事と、豫算の修正せられたる結果とは何等拘束せらるゝ關係なきを信じ、斯波君の動議に賛成すと述べ、藤山雷太君は整理執行上多少の危惧なしとせざるも、修正案によるも政府當初の計畫は充分遂行し得るとの政府の言明を信じ、止むを得ず修正案に賛成する旨を表示す、而して採決の結果委員會に於ては衆議院の修正案を可決せり。

斯くて十二月二十三日本案第一讀會は續開せられ、松木委員長より委員會に於ては本案を可決すべきものなりと議決せる旨を報告し、二讀會通過、三讀會に於て異議なく可決確定せり。

以上の如く帝都復興計畫法案は衆議院に於て修正を加へられ、貴衆兩院を通過し、大正十三年三月十五日勅令第四十九號として公布せられたり。

第三項 特別都市計畫法中改正法律案

昭和二年一月十九日第五十二議會に於て關直彦君外四名提出に係る特別都市計畫法中改正法律案は衆議院に提出上程せられたり。

特別都市計畫法中改正法律案

特別都市計畫法中左ノ通り改正ス

第三條第一項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

前項ニ依リ土地區劃整理施行地區ニ編入シタル宅地ト雖一定ノ區域内ニ於ケル土地所有者及借地法ニ謂フ借地權者其ノ總數ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルトキハ行政廳又ハ公共團體ハ其ノ宅地ニ限り土地區劃整理ヲ行ハサルコトヲ得

前項ニ依リ土地區劃整理ヲ廢止シタル場合ハ其ノ宅地内ニ存スル建物其ノ他ノ工作物未タ移轉ヲ了セサルモノハ其ノ換地豫定地ノ指定及移轉命令ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條中「土地所有者」ノ下「及」ヲ削リ「借地法ニ謂フ借地權者」ノ下「及」借家法ニ謂フ借家權者ヲ加ヘ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

整理委員ノ任期ハ選舉ノ期日ヨリ二年トス

第六條第二項中「之」ヲ補償スヘシ「ノ」下ニ「土地區劃整理施行ノ爲住所又ハ營業所ヲ廢スルニ至リタルトキ亦同シ」ヲ加ヘ、第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

區劃整理施行者ハ移轉命令發布三月前ニ其ノ損害補償ノ見積金額及内譯ヲ土地又ハ工作物ノ所有者占有者其ノ他關係人ニ通知スヘシ

第八條第一項中「一割以上」及「一割ヲ超ユル」ヲ削ル

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

土地又ハ工作物ノ所有者占有者其ノ他權利ヲ有スル者土地區劃整理若ハ移轉命令ニ付行政廳又ハ公共團體ノ處分ニ對シ不服アルトキハ都市計畫法第二十五條及第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 土地區劃整理委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ區劃整理ノ設計、換地、清算及補償金ノ配當ニ關ス

ル部分ノ議事ニ付表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十三條 土地區劃整理委員自己又ハ第三者ノ利益ヲ圖リ其ノ任務ニ背キタル行爲ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

土地區劃整理委員土地區劃整理施行用地ノ賣買交換ヲ周旋シ報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ報酬ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ刑法第九十八條ノ規定ヲ準用ス

附則ニ左ノ一項ヲ加フ

第八條第一項中「一割以上及二割ヲ超ユル」ヲ削ル
第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

土地又ハ工作物ノ所有者占有者其ノ他權利ヲ有スル者土地區劃整理若ハ移轉命令ニ付行政廳又ハ公共團體ノ處分ニ對シ不服アルトキハ都市計畫法第二十五條及第二十六條ノ規定ヲ準用ス

第十二條 土地區劃整理委員ハ自己又ハ其ノ代表スル法人ノ區劃整理ノ設計、換地、清算及補償金ノ配當ニ關ス

ル部分ノ議事ニ付表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第十三條 土地區劃整理委員自己又ハ第三者ノ利益ヲ圖リ其ノ任務ニ背キタル行爲ヲ爲シタルトキハ十年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

土地區劃整理委員土地區劃整理施行用地ノ賣買交換ヲ周旋シ報酬ヲ受ケ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ報酬ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ刑法第九十八條ノ規定ヲ準用ス
附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本法第八條ニ依リ既ニ區劃整理ヲ施行シタル土地又ハ借地ノ減歩ニ對シ補償セサルモノニ付テハ補償審査委員會ノ決定ニ依リ區劃整理施行者ハ損害ヲ補償スルコトヲ要ス

提出理由

特別都市計畫法中土地區劃整理ニ關スル規定ハ都市ノ實際狀態ト市民ノ經濟生活ヲ無視シ帝都ノ復興ヲ妨ケツ、アル現狀ニ鑑ミ燒失地家屋ノ總移動ヲ中止シテ之ヲ必要已ムヘカラサル部分ニ限局シ又市民ノ損害補償ノ途ヲ確實ニシテ民有宅地ノ無償沒收ヲ廢止シ且區劃整理委員ノ橫暴私曲ヲ防キ竝其ノ施行ニ付違法ニ權利ヲ毀損セラレタル者ノ訴權ヲ明確ニスル爲本法ヲ改正シ以テ土地區劃整理ノ公平適切ト復興事業ノ促進ヲ期シ速ニ市民生活ノ安定ヲ得センメト是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本案は委員附託となりたるが政府の方針に副はざるものありとし、政府委員より本法の改正は却つて土地區劃整理事業の進捗を妨げ、各種關聯の事業を實行不可能に陥らしめ、目下繼續實施中の事業を中途にして斷絶せしめ、而も土地區劃整理事業の執行を其の一部に止め、他は之を放棄せざるべからざる結果となり、本事業の計畫を根底より覆すものといふべく、爲に市民の生活を一層不安ならしむるのみならず、到底實行不可能なりとの説明あり、委員會に於て相當論議を経しも遂に審議未了の

儘延期となれり。

第三節 復興事業の施行に伴ひ支拂ふべき金額を國債證券を以て交付する等に關する法律案

復興事業ノ施行ニ伴ヒ支拂フヘキ金額ヲ國債證券ヲ以テ交付スル等ニ關スル法律案

第一條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ復興事業ノ施行ニ伴ヒ土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ支拂フヘキ補償金其ノ他ノ金額ヲ五分利附國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第二條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ總額ハ震災善後公債法ニ依リ發行スル公債又ハ借入金ト通シテ同法ノ規定スル制限額ヲ超ユルコトヲ得ス

震災善後公債法第二條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行ニ付之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

東京及横濱ニ於ケル復興事業ノ施行ニ伴ヒ土地所有者其ノ他ノ利害關係人ニ對シ支拂フヘキ金額ハ財政及金融政策上國債證券ヲ以テ交付スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本案は大正十二年十二月十四日第四十七議會衆議院本會議に上程せられ、議長指名二十七名の委員に附託さる、委員會に於ける質問の要點を見るに本案提出の趣旨は通貨の膨脹を阻止するにあるものゝ如きも、豫算に對照するに補償額約二億三千萬圓に對し、公債を以て交付するものは僅かに七千六百萬圓に過ぎず、斯る少額の公債發行を以てし、物價の調節、金融の壓迫に處せむとするは、其の效

果頗る疑はしき所にして、燒失區域に於ける土地所有者及借地權者に對し補償金を交付する場合は成るべく公債を以て支拂ふを可とせずやと云ふにあり、之に對し、井上大藏大臣は、僅かに七千六百萬圓の現金を節約せむが爲公債を發行することは如何にも不徹底の感なきに非ずと雖、郵便貯金の改正若は割増付の少額貯蓄債券を發行する等、種々の手段を講じ弊害を防ぐと共に、補償金を受くる側より觀察して無理なからむことを期す、尙補償金は現金にて交付する必要ありと認むるを以て約半額を現金を以て支拂ふ見込なりと答へ、異議なく原案可決、同月二十三日衆議院本會議に於て委員長報告

ハ、財政及金融政策上國債證券ヲ以テ交付スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ
本案は大正十二年十二月十四日第四十七議會衆議院本會議に上程せられ、議長指名二十七名の委員に附託さる、委員會に於ける質問の要點を見るに本案提出の趣旨は通貨の膨脹を阻止するにあるものゝ如きも、豫算に對照するに補償額約二億三千萬圓に對し、公債を以て交付するものは僅かに七千六百萬圓に過ぎず、斯る少額の公債發行を以てし、物價の調節、金融の壓迫に處せむとするは、其の效

果頗る疑はしき所にして、燒失區域に於ける土地所有者及借地權者に對し補償金を交付する場合は成るべく公債を以て支拂ふを可とせずやと云ふにあり、之に對し、井上大藏大臣は、僅かに七千六百萬圓の現金を節約せむが爲公債を發行することは如何にも不徹底の感なきに非ずと雖、郵便貯金の改正若は割増付の少額貯蓄債券を發行する等、種々の手段を講じ弊害を防ぐと共に、補償金を受くる側より觀察して無理なからむことを期す、尙補償金は現金にて交付する必要ありと認むるを以て約半額を現金を以て支拂ふ見込なりと答へ、異議なく原案可決、同月二十三日衆議院本會議に於て委員長報告通可決確定せり。

貴族院に於ては委員會にて大藏大臣の簡單なる説明ありしのみにて格別質問意見等も無く可決、同月二十三日日本會議に於て之亦異議なく可決確定し、大正十二年十二月二十四日法律第五十五號として公布せられたり。

第四節 震災善後公債法案

第一項 衆議院に於ける修正

震災善後公債法案（小字ハ衆議院ノ修正、——ハ同削除ノ符號ナリ）

第一條 震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲政府ハ四億六千八百五十萬圓五億九千八百萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入金ヲ爲スコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

提出理由

震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲、公債ヲ發行スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本案は大正十二年十二月十四日第四十七議會衆議院本會議に上程せられ、大藏大臣より、今回の震災に基き復興事業に關する經費は頗る巨額に上り、普通の財源に依り之が支拂をなす事不可能なるを以て、政府は其の財源を公債に求むるの方針を定め、起債總額五億九千八百萬圓を要するに依り、本法律案を提出せる次第にして、右は復興事業の遂行上、緊急已むを得ざるものなりとの説明あり、斯くて議長指名の委員附託となり、同月二十日の委員會に於て小橋委員より左の修正意見あり。

本案は豫算削減の結果當然修正を要するものにして復興事業費總額五億九千七百七十四萬七千四百九圓の内より一億二千九百三十萬八千二百圓を削減したる結果、復興事業費は四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓となり、隨つて原案五億九千八百萬圓を四億六千八百五十萬圓と修正を要す、削減の結果四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓なるも之を繰上げ四億六千八百五十萬圓に修正せむとす。

之に對し作間委員の反對意見ありしが、採決の結果賛成者多數にて修正案を決定し、同日衆議院本會議に於ては格別異議なく、多數決を以て委員會修正通可決確定せり。

第二項 貴族院に於ける審議

大正十二年十二月二十一日本案を上程し、委員附託とす、同月二十二日委員會に於て、井上大藏大臣は衆議院に於て復興豫算の修正に伴ひ、本案公債發行總額を四億六千八百五十萬圓に修正せられ、政府は之に同意せる旨を述べ、若槻委員は之に對し、衆議院に於て豫算修正の結果本案公債金額に於

ても修正せられたりとせば、國の施行すべき事業の廢止せられたるものなきか、若しありとせばその事業は廢止するも差支なきものなりや、又當初計畫の事業を東京市等に施行せしむるとせば、何程の分量を東京市に施行せしめ東京市は何程の經費を負擔し政府は之に對し何程の補助をせらるゝものなりや、又は貸付をなすものなりや、而して本案減額の爲、之等に影響する所なきやを問ふ所あり、井上大藏大臣之に答へて、復興事業に要する市の費用は一億三千二百萬圓にして、事業繼續中は政府より利子を補助し居るも、七箇年目よりは利子を徵收することゝなり居れり、國の施行する事業中、市

第二項 貴族院に於ける審議

大正十二年十二月二十一日本案を上程し、委員附託とす、同月二十二日委員會に於て、井上大藏大臣は衆議院に於て復興豫算の修正に伴ひ、本案公債發行總額を四億六千八百五十萬圓に修正せられ、政府は之に同意せる旨を述べ、若槻委員は之に對し、衆議院に於て豫算修正の結果本案公債金額に於

ても修正せられたりとせば、國の施行すべき事業の廢止せられたるものなきか、若しありとせばその事業は廢止するも差支なきものなりや、又當初計畫の事業を東京市等に施行せしむるとせば、何程の分量を東京市に施行せしめ東京市は何程の經費を負担し政府は之に對し何程の補助をせらるゝものなりや、又は貸付をなすものなりや、而して本案減額の爲、之等に影響する所なきやを問ふ所あり、井上大藏大臣之に答へて、復興事業に要する市の費用は一億三千二百萬圓にして、事業繼續中は政府より利子を補助し居るも、七箇年目よりは利子を徴收することゝなり居れり、國の施行する事業中、市の分擔額一億五千何百萬圓といふ額はその内五千萬圓以上を受益者に負擔せしむるものとす、先づ七箇年目に於て、東京市又は横濱市の負擔金を定め、返還の方法を定むる考へなり、目下の所東京市、横濱市には負擔力不確定なるを以て、今後計畫を變更するか又は補助するかは復興院に於て調査中なりと述べ、若槻委員再び衆議院の修正は國庫の負擔を減じたるが如きも、其の實然らずして東京市が負擔を増す事となり、市は其の計畫を一部放棄せむも斯くなる以上實施せざる可らざるに至る、此の度の豫算に於て東京市が補助を受くるに至りしに付ては、市會の決議を経て政府に申出で、其の結果政府は補助せらるゝに至りしものなりやと問へるに對し、井上大藏大臣は其の然る旨を答へ、斯くして委員會に於て衆議院の修正案に對し異議なく可決、同月二十三日日本會議に於ても何等異議なく可決確定を見、大正十二年十二月二十四日法律第五十六號として公布されたり。

第三項 震災善後公債法の改正

大正十三年七月二日政府提出に係る本案を第四十九議會衆議院本會議に上程せり。

震災善後公債法中改正法律案

震災善後公債法中左ノ通り改正ス

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

二三二

第一條中「震災ニ伴フ復興事業ニ關スル經費支辨ノ爲」ヲ「震災ニ伴フ復興事業其ノ他震災善後ノ爲ニ要スル經費支辨ノ爲」ニ四億六千八百五十萬圓ヲ「十億七千三百萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

大正十二年九月ノ震災ニ伴フ帝都復興事業費以外ノ震災善後ノ爲ニ要スル經費ノ大部分ハ之ヲ公債ノ支辨ニ依ラシムルト同時ニ震災善後公債法所定ノ金額ヲ増加スル爲震災善後公債法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本法上程に際し濱口大藏大臣より概要の説明あり、即ち現行震災善後公債法に規定する公債の發行限度は四億六千八百五十萬圓なれども、右金額は帝都復興費豫算額四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓を切上げたものにして右の外、帝都復興費の追加一億五百萬圓及震災に因る各種の復興事業の爲にする費額の中、五億二千三百三十萬五千八百四十四圓も亦其の財源を公債に求むることゝなれる爲、總額十億九千六百七十四萬四千六百九十三圓となり、右の中二千四百十八萬二千五百圓は已に財政上の緊急處分として、大正十三年勅令第四十六號に依り起債を行へるものにして、之を除きたる殘額に對し端數を切上げ、十億七千二百萬圓を震災善後公債法に規定する公債の發行限度とするの必要なるを認め、茲に本案を提出せる次第なりと述べ、次で議長指名の委員に附託せり、委員會に於ては原案を可決し、七月五日本會議に於ても亦全員一致原案を可決確定す。

七月十日本案は貴族院本會議に上程せられ、委員附託となし、同月十七日本會議に於て何等意見もなく原案通可決確定せり。

第五節 復興貯蓄債券法案

大正十三年七月八日政府提出に係る本案を第四十九議會衆議院本會議に上程せり。

復興貯蓄債券法案

第一條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第二條 復興貯蓄債券ハ無記名トシテ券面金額ハ五圓又ハ十圓トス

第三條 復興貯蓄債券ハ割引又ハ利子据置ノ方法ニ依リ之ヲ賣出スモノトス

割引金額及利子歩合ハ主務大臣之ヲ定ム

は原案を可決し、七月五日本會議に於ても亦全員一致原案を可決確定す。
七月十日本案は貴族院本會議に上程せられ、委員附託となし、同月十七日本會議に於て何等意見もなく原案通可決確定せり。

第五節 復興貯蓄債券法案

大正十三年七月八日政府提出に係る本案を第四十九議會衆議院本會議に上程せり。

復興貯蓄債券法案

- 第一條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得
- 第二條 復興貯蓄債券ハ無記名トシテ券面金額ハ五圓又ハ十圓トス
- 第三條 復興貯蓄債券ハ割引又ハ利子据置ノ方法ニ依リ之ヲ賣出スモノトス
割引金額及利子歩合ハ主務大臣之ヲ定ム
- 第四條 復興貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ二十年以内ニ毎年二回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ
復興貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム
- 第五條 復興貯蓄債券ニハ商法第九十九條乃至第二百條ノ二ノ規定ヲ適用セス
- 第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙稅ヲ、復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル社債ノ登記ニハ登録稅ヲ、復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得稅ヲ課セス
- 第七條 日本勸業銀行ハ復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル收入金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ
前項ノ預入ニ依ル資金ハ震災地ノ復興及地方産業ノ振興ノ爲必要ナル用途ニ之ヲ融通ス
- 第八條 復興貯蓄債券ノ模造ニ關シテハ通貨及證券模造取締法ヲ準用ス
- 第九條 復興貯蓄債券ニハ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ヲ準用ス
- 第十條 復興貯蓄債券ハ其ノ發行ニ依ル收入金二億圓ニ達シタルトキ又ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ發行セス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

經濟界ノ現状ニ鑑ミ復興貯蓄債券ヲ發行シ震災地ノ復興及地方産業ノ振興ニ必要ナル資金ヲ調達シ併テ國民ノ貯蓄ヲ獎勵スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

濱口大藏大臣先づ本案の説明をなし、我國經濟界の現状に照し震災地の經濟的復興並地方産業の振興を計らむが爲には多額の資金を必要とす、一面又國民の貯蓄を獎勵し其の消費を節制せしむる爲、政府は一般民間に撒布せる零細の資金を吸収し、其の吸収したる資金を震災地復興並地方産業振興の爲必要なる用途に融通するは最も機宜の措置なりと認め、茲に本案を提出する所以にして即ち小額面の復興貯蓄債券を發行するの計畫を樹て、發行期間を五箇年としその額は五圓十圓の二種とし、割引利子据置の方法を採り償還期間を二十箇年以内とし、尙之を割増金附とし二億圓を限度として勸業銀行をして發行せしむるものなりとの趣旨を述べ、武藤山治君の質問あり、議長指名十八名の委員に附託す。

斯くて委員會を開くこと前後二回、委員高木正年君より大要左の如き修正案提出さる、即ち第三條に「割引金額及利子歩合ハ主務大臣之ヲ定ム」とあり、又第四條には割増に關して同様の規定あれど、先來此の法案は割引及利子歩合若は割増金の點を以て主なる條件となし、法律に明規すべき事項なり、故に第三條及第四條の「主務大臣」といふを一層重き意味の命令となし、成るべくは之を勅令に委任するが如き形式となしたしといふにあり、之に對し委員長竹内友治郎君より政府に於て同意なき旨を答へ次で委員川崎克君より希望條件を附して原案に賛成する旨の發言あり、其の希望條件は復興貯蓄債券の募集に當りては農村金融を阻害せざる様細心の注意を加ふると共に地方産業の振興の爲其の資金中より必ず半額を融通せられむことを望み又政府は本案の實施に當り速に預金部の改正を行ふべしといふにあり、之に對し委員八木逸郎君の反對、木暮正一君の賛成あり、採決の結果高木委員の修正案は成立せず、川崎委員の提議に係る希望條件附確定議に對し多數の賛成ありて原案を決定す。

七月十二日本會議續開、竹内委員長より本案委員會の經過報告あり、本案は政府の政策の一端たる貯蓄獎勵の目的の下に、向ふ五箇年を限二億圓の實收入を得る目的を以て發行するの趣意にして、委員會は種々質問應答を重ねたる結果大體に於て可決すべきものなりと認め、左の條件の下に決定せる旨を述べ。

條件一

復興貯蓄債券の募集に當りては農村金融を阻害せざるやう細心の注意を加ふると共に、地方産業振

次で委員川崎克君より希望條件を附して原案に賛成する旨の發言あり、其の希望條件は復興貯蓄債券の募集に當りては農村金融を阻害せざる様細心の注意を加ふると共に地方産業の振興の爲其の資金中より必ず半額を融通せられむことを望み又政府は本案の實施に當り速に預金部の改正を行ふべしといふにあり、之に對し委員八木逸郎君の反對、木暮正一君の賛成あり、採決の結果高木委員の修正案は成立せず、川崎委員の提議に係る希望條件附確定議に對し多數の賛成ありて原案を決定す。

七月十二日本會議續開、竹内委員長より本案委員會の經過報告あり、本案は政府の政策の一端たる貯蓄獎勵の目的の下に、向ふ五箇年を限二億圓の實收入を得る目的を以て發行するの趣意にして、委員會は種々質問應答を重ねたる結果大體に於て可決すべきものなりと認め、左の條件の下に決定せる旨を述ぶ。

條件一

復興貯蓄債券の募集に當りては農村金融を阻害せざるやう細心の注意を加ふると共に、地方産業振興の爲其の資金の内より必ず半額を融通せられむ事を望む

條件二

政府は本案の實施に當り速かに預金部制度の改正を行ふべし
斯くて多數を以て第二讀會を通過し、第三讀會を省略し、委員長報告通希望條件を附し原案可決確定せり。

七月十四日貴族院本會議に本案の上程あり、大藏大臣説明の後議長指名九名の特別委員に附託さる。同日委員會開會、委員會に於ては格別主要の質問もなく、委員藤田四郎君より「綱紀肅正の聲高き今日、本債券の發行に依り射利心を増長せしむるが如き割増金を附する事は、政府に於て將來充分慎まられたし」と希望し、此の趣意を以て原案に賛成する旨を述べ、委員池田長康君又之に賛成し、異議なく原案を可決す。

七月十八日貴族院本會議開會、前田委員長より特別委員會に於ける經過を報告す、之に對し土方寧君より「復興貯蓄債券の割引金額及利息歩合は主務大臣之を定むとありて債券は五年間に跨りて發行し其の時の事情に依て金額も定まるものと思はる、先づ本年中に發行するものとすれば利率は何程なりや、又割増金額何程になり居るや」等の質問あり、小野政府委員は利率及割増金は現在勸業銀行の取扱

と同じ程度となし、郵便貯金は四分八厘なるも預入の月と拂戻の月は利子を附せざるを以て、彼は三分九厘乃至四分見當なり、銀行定期預金は東京大阪に於ては六分乃至六分五厘なり」と答ふ、斯くして第二讀會を通過し、第三讀會に於て原案通可決確定し、大正十三年七月二十二日法律第十五號として公布されたり。

第六節 借地借家臨時處理法案

大正十三年七月八日政府提出に係る本案を第四十九議會衆議院本會議に上程せり。

借地借家臨時處理法案

第一條 本法ニ於テ借地借家ト稱スルハ借地法及借家法ニ於ケル借地借家ヲ謂フ

第二條 地代家賃敷金其ノ他借地借家ノ條件カ著シク不當ナルトキハ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲其ノ條件ノ變更ヲ命スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テ裁判所ハ敷金其ノ他ノ財産上ノ給付ノ返還ヲ命シ又ハ其ノ給付ヲ地代若ハ家賃ノ前拂ト看做シ其ノ他相當ナル處分ヲ命スルコトヲ得

第三條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ノ借主ハ其ノ建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ新ニ築造セラレタル建物ニ付其ノ完成前賃借ノ申出ヲ爲シタルトキハ他ノ者ニ優先シテ之ヲ賃借スルコトヲ得滅失シタル建物ノ敷地又ハ其ノ換地ノ上ニ築造セラレタル假設建築物ノ借主亦同シ

前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絶ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス

第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第四條 前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ賃借ノ條件、建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコトヲ得

第五條 新ニ築造セラレタル建物ニ付第三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ爲シタル者數人アル場合ニ於テ賃

借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ假設建築物ノ狀況家主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ割當ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用ヒテ割當ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲必要アリト認ムルトキハ割當ヲ受ケサル借主又ハ著シク不利益ナル割當ヲ受ケタル借主ノ爲割當ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ相當ナル出捐ヲ命スルコトヲ得

前項ノ申出ヲ受ケタル者申出ヲ受ケタル日ヨリ二週間内ニ拒絶ノ意思ヲ表示セサルトキハ申出ヲ承諾シタルモノト看做ス

第一項ノ申出ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第四條 前條ノ場合ニ於テ借家ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ申立ニ因リ裁判所ハ鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ從前ノ賃貸借ノ條件、建物ノ狀況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ借家關係ヲ定ムルコトヲ得

第五條 新ニ築造セラレタル建物ニ付第三條第一項ノ規定ニ依リ賃借ノ申出ヲ爲シタル者數人アル場合ニ於テ賃

借スヘキ建物ノ割當ニ付當事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ從前ノ建物又ハ假設建築物ノ狀況家主ノ職業其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ割當ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ裁判所ハ抽籤ノ方法ヲ用ヒテ割當ヲ爲スコトヲ得

裁判所ハ當事者間ノ衡平ヲ維持スル爲必要アリト認ムルトキハ割當ヲ受ケサル借主又ハ著シク不利益ナル割當ヲ受ケタル借主ノ爲割當ニ因リ著シク利益ヲ受ケタル他ノ借主ニ對シ相當ナル出捐ヲ命スルコトヲ得

第六條 大正十二年九月ノ震災ニ因リテ滅失シタル建物ニ居住シタル者カ其ノ建物ノ敷地ノ上ニ假設建築物ヲ築造シタル場合ニ於テ敷地ノ借主カ之ニ同意シタルトキハ其ノ同意ニ付地主ノ承諾ヲ得サリシ場合ト雖地主ハ之ヲ理由トシテ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス但シ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限りニ在ラス

第七條 借地ノ上ニ存スル借地人ノ建物カ大正十二年九月ノ震災ニ因リ滅失シタル場合ニ於テハ其ノ借地權ハ借地權ノ登記及其ノ土地ノ上ニ存スル建物ノ登記ナキモ之ヲ以テ大正十三年七月一日以後其ノ土地ニ付權利ヲ取得シタル第三者ニ對抗スルコトヲ得

第八條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ因ル裁判ハ借地又ハ借家ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第九條 鑑定委員會ハ五人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十條 鑑定委員ハ特別ノ知識經驗アル者其ノ他適當ナル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

第十一條 鑑定委員會ノ決議ハ委員ノ過半數ノ意見ニ依ル

第十二條 鑑定委員會ノ評議ハ秘密トス

第十三條 鑑定委員ニハ旅費、日當及止宿料ヲ給ス其ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 借地借家調停法第四條ノ二及第五條ノ規定ハ第二條、第四條及第五條ノ規定ニ依ル申立並第六條ノ規定ニ依ル許可ノ申請アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ調停ニ付スル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコ

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

トヲ得ス

第十五條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

第十六條 本法ニ依ル裁判ニシテ財産上ノ給付ヲ命スルモノハ執行力ヲ有スル債務名義タルノ效力ヲ有ス

第十七條 本法ニ依ル裁判ノ費用ニ付テハ民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟費用印紙法第十六條ノ規定ニ依ル

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ地區ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法失効ノ際ニ於テ必要ナル經過規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

提出理由

震災地區ニ於ケル借地借家關係ヲ圓滑ニ處理スル必要アリ之レ本案ヲ提出スル所以ナリ

横田司法大臣は提案理由を説明し「昨年の大震災に依り幾多の家屋滅失し、爲に借地人借家人との間に紛争を醸し其の間頗る圓滿を缺くものあり、依て本案を提出し多數住民の安定を保持するを目的とし、政府は此の際借地借家調停法を改正すると同時に本法を特別法として制定し、以て不當なる借地借家の條件を公平に處理せむとするにあり、先づ新築せられたる建物に對する從來の借家人に先借權を認め震災に依り滅失したる建物の敷地に從來の借家人が築造したる假設建築物を保護し、竝に震災に因り借地上に於ける建物の滅失したる場合に於ける借地權を保護せむとするにあり」と述べ、之に對し高木益太郎君より「本案は主務大臣の説明の如く相互の調和を圖る趣意に基き立案せりとのことなるが、一面家主側より觀察する時は、惡意に依る借家人が長く家賃を延滞し、其の遲滞に基きて明渡の確定判決を受け、執達吏をして執行する場合に於て無頼漢等を使喚し、執行不能に終らしむる場合

往々にしてあり、長期間家賃を延滞せし上に、幾多の涙金を拂はざれば明渡の實を擧ぐることは能はざるものあり、結局之れが爲建物の建築に資本を投ずるを避くる如き結果を生ずべし、借地人借家人を保護する事は勿論必要なれども、惡意ある借家人を國家が保護するが如き事實尠からず、借地借家調停委員の認可と云ふが如きものに依つてかゝる者を退去せしむるが如き方法、又其の間に立ちて媒介を爲す無頼漢の跋扈を抑制する如き政策を執るに非ざれば所謂相互の調和を貫徹するを得ざるべし、

權を認め震災に依り滅失したる建物の敷地に從來の借家人が築造したる假設建築物を保護し、竝に震災に因り借地上に於ける建物の滅失したる場合に於ける借地權を保護せむとするにあり」と述べ、之に對し高木益太郎君より「本案は主務大臣の説明の如く相互の調和を圖る趣意に基き立案せりとのことなるが、一面家主側より觀察する時は、惡意に依る借家人が長く家賃を延滞し、其の遲滞に基きて明渡の確定判決を受け、執達吏をして執行する場合に於て無頼漢等を使喚し、執行不能に終らしむる場合

往々にしてあり、長期間家賃を延滞せし上に、幾多の涙金を拂はざれば明渡の實を擧ぐることも能はざるものあり、結局之れが爲建物の建築に資本を投ずるを避くる如き結果を生ずべし、借地人借家人を保護する事は勿論必要なれども、惡意ある借家人を國家が保護するが如き事實尠からず、借地借家調停委員の認可と云ふが如きものに依つてかゝる者を退去せしむるが如き方法、又其の間に立ちて媒介を爲す無頼漢の跋扈を抑制する如き政策を執るに非ざれば所謂相互の調和を貫徹するを得ざるべし、次に本法第七條に七月一日云々とあれども、本案は七月七日の提出に係るものを七月一日に遡ることとなり、假令七日にても既往に遡るとせば寧ろ登記主義に依らず震災以前に現實土地を使用した事實と、震災以後に於て現實使用したる事實、前後繼續したる事實に依り所謂占有の事實に依て保護することとし、登記主義に依らず、此の法文中「大正十三年七月一日以後」の文字を削除しては如何との質問あり。

司法大臣之に答へ「或者を保護せんとする制度を設ける場合、此の保護の制度を誤解し悪用する者の生ずることは政府に於ても考慮し居れり、此の點に就ては本法案の兩院を通過し實施する前後に於て政府は命令を以て相當の制裁規定を設くる豫定なり、第二の質問に對しては此の法案の成立することを豫想し、不當の利益を爲す者を防ぐ意味に於て日限に制限を設けしものなり」と述べ、斯くて本案は議長指名九名の委員附託とす。

委員會を開くこと三回の後同月十二日本會議に上程、磯部委員長より委員會に於ける經過報告あり本法案の骨子とするところは、第一に借地借家の契約中に不當なる條件ありたる場合には、相當の機關をして此の不當を矯正せむとすにあり、例へば權利金造作金といふが如き名目の下に著しき不當なる利得を圖る地主家主等に對しては或る機關をして之を返さしむる手段を講ぜしめ、第二には、燒跡の上に建てたる家屋に就ては震災前の借家人に先取權を得せしめ、第三には、借家人が借地人の承

諾を得て家屋を建てたる場合其處に一種の借地權を得せしめ、第四には、震災以前借地權を有したる者は震災後に於ても借地權若は建物の登記あらずとも一種の借地權を得せしむるといふ點にあり」と説明し、委員會に於ては原案通可決せる旨を述べ。

右に對し議員横山勝太郎君賛成意見として、「本案は震災直後相當の方法を以て公布せらるべかりしものなりしが、其の事なく今日に至れるは誠に遺憾なれども遅まきながら今司法當局が震災地の中産階級以下の者の實際生活に著眼し、本案を提出せられたるは感謝すべき所なり、本法は遡及の效力を七月一日以後に限定せるとき多少の不備を包含し居れども、兎に角罹災民に取りて必要な法律なるを以て、一點の修正を加へず、其の運用に關しては司法當局の誠意と手腕とに信頼し、之に賛成せる次第なり」と述べ、委員會報告通可決確定せり。

七月十三日本案は貴族院に上程せられ、伯爵寺島誠一郎君外十四名の委員に附託され、審議する所あり、委員會に於て異議なく原案を可決し、續いて本會議に於ても亦原案通可決確定し、大正十三年七月二十二日法律第十六號として公布され、同年八月十五日勅令第百七十四號を以て同月十五日より施行さる。

第七節 特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有 境内地讓與等に關する法律案

大正十四年二月十二日政府提出に係る本案を第五十議會衆議院本會議に上程す。

特別都市計畫區域内に於ける寺院ノ國有境内地讓與等ニ關スル法律案

（一）線ハ衆議院ニ於テ削除ノ符號ナリ

第一條 寺院若ハ佛堂ノ國有境内地又ハ寺院ノ管理スル國有墳墓地カ特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區

劃整理ノ施行地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ寺院佛堂又ハ墳墓カ大正十七年八月三十一日迄ニ其ノ換地ニ非サル土地ニ移轉スルトキハ政府ハ國有財産法第五條ノ規定ニ拘ラス寺院境内地讓與審查會ノ議ヲ經テ其ノ換地及從前ノ土地ニ定著スル國有物件ノ全部又ハ一部ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ讓與スルコトヲ得

寺院境内地讓與審查會ノ組織及權限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 寺院又ハ佛堂カ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ受ケタル土地ヲ讓渡シ、貸付シ又ハ擔保ニ供セムトスルトキ

大正十四年二月十二日政府提出に係る本案を第五十議會衆議院本會議に上程す。

特別都市計畫區域内に於ケル寺院ノ國有境内地讓與等ニ關スル法律案

〔線ハ衆議院ニ於テ削除ノ符號ナリ〕

第一條 寺院若ハ佛堂ノ國有境内地又ハ寺院ノ管理スル國有墳墓地カ特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區

劃整理ノ施行地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ其ノ寺院佛堂又ハ墳墓カ大正十七年八月三十一日迄ニ其ノ換地ニ非サル土地ニ移轉スルトキハ政府ハ國有財産法第五條ノ規定ニ拘ラス寺院境内地讓與審査會ノ議ヲ經テ其ノ換地及從前ノ土地ニ定著スル國有物件ノ全部又ハ一部ヲ當該寺院又ハ佛堂ニ讓與スルコトヲ得

寺院境内地讓與審査會ノ組織及權限ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 寺院又ハ佛堂カ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ受ケタル土地ヲ讓渡シ、貸付シ又ハ擔保ニ供セムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス許可ヲ受ケスシテ之ヲ爲シタルトキハ其ノ效力ヲ生セス

第三條 特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ耕地整理法第四十三條ノ規定ニ拘ラス寺院若ハ佛堂ノ境内地又ハ墳墓地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ得

第四條 特別都市計畫法第五條ノ規定ニ依ル土地區劃整理委員會ノ組織ニ關スル法令ノ適用ニ付テハ國有財産法第二十四條ノ規定ニ依リテ國有地ノ貸付ヲ受クル寺院及佛堂並國有又ハ公有ノ墳墓地ヲ管理スル寺院及佛堂ハ之ヲ借地法ニ謂フ借地權者ト看做ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

帝都復興事業ノ圓滿ナル遂行ヲ期スルカ爲寺院佛堂ノ境内地墳墓地ヲ土地區劃整理施行地區ニ編入スルコトヲ容易ナラシムルト共ニ其ノ國有ニ係ル換地等ヲ寺院佛堂ニ讓與スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

政府委員早速整爾君より本案の大略を説明し、京濱兩市に於て特別都市計畫法に據り土地區劃整理を施行する結果該施行地區内に在る寺院佛堂境内地又は墳墓地は該換地の面積狭小となる等の事情に依り他に移轉するの已むなきに至る場合少からず、從來に於ては如斯場合無償にて國有の境内地を借受け又は墳墓地の管理を爲す寺院佛堂は該境内地の換地を政府に返還せざるべからず、故に損害を受く

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

ること多大にして、聽ては其の存立を危からしむることあり、仍て該國有境内地又は墳墓地の換地を全部或は一部當該寺院又は佛堂に譲與し是が救済を圖らむとす、又寺院境内地又は墳墓地を區劃整理施行地域に編入せむには都市計畫法第十二條及耕地整理法第四十三條に依り當該寺院又は墳墓の關係人の同意を要するも、區劃整理を遺憾なく施行せむには是等の土地を強制的に施行地區に編入するの途を開くの要あり、而して之に伴ひ當該寺院佛堂又は墳墓地の管理者に對し土地區劃整理委員の被選舉權又は選舉權を附與する必要ありと信ず、本案は復興事業に密接なる關係を有し、其の速進上の支障を除き施行を圓滿ならしめむことを目的とすと述ぶ。

之に對し安藤正純君より「第一、墳墓地は寺有と市有とあり、而して市有墳墓地は其の全體の三分の二を下らず、國有墳墓地は寺院佛堂と共に移轉を爲し得るも、市有墳墓地は如何なるものによ、本案の所謂國有墳墓地に市有の其れをも含むものならば論なきも、若し然らざるものとせば國有墳墓地を無償譲與し、其の管理下なる東京市所有の墳墓地を無償譲與せざるは失當ならずや、第二、本案第四條により従來所有せざりし土地區劃整理委員の選舉權被選舉權を取得す、是は權利の均霑上より結構なることなるが、該委員の選舉殆ど終りたる今日此の新に與へらるゝ權利は事實に於て行使することを得ざるものなり、或は新權利者と共に選舉を改めて爲すものなるや」との質問あり。

直木政府委員之に答へ「第一の質問の市有墳墓地に付ては市所有物を今日直に國の法律を以ては規定し難し、政府としては市と寺院の間に立ち圓滿なる解決を圖るに努力せむとす、第二の質問に付ては整理委員が合法的に成立せる今日如何とも爲し難きも、往々補缺選舉もあり、尙或は選舉を改めて爲す場合も在らむと思惟す、斯る將來の場合該權利者は働き得るものなり」と述ぶ。

次いで議長指名の委員九名に附託し、二月十四日以降委員會を開くこと六回、第一條末文に於ける「全部又ハ一部」の七字を削除修正可決し、尙附帶決議として左の如き希望條件を決定す。

第一 本法制定ノ精神ハ特別都市計畫法ニ依ル區劃整理ノ進捗ヲ圖リ一面罹災寺院ノ救済ニ在ルコ

トハ政府ノ聲明スル所ナリ政府ハ其ノ聲明ノ趣旨ニ鑑ミ本法第三條ノ強制規定ヲ適用スルニ當リテハ是カ濫用ノ弊ニ陥ルコトナカラシムル爲深甚ナル注意ヲ拂ハレムコトヲ望ム

第二 寺院境内地讓與審査會ニハ政府當局者ノ外貴衆兩院議員及本件ニ理解ヲ有スル經驗者ヲ以テ組織セラレムコトヲ望ム

定し難し、政府としては市と寺院の間に立ち圓滿なる解決を圖るに努力せむとす、第二の質問に付ては整理委員が合法的に成立せる今日如何とも爲し難きも、往々補缺選舉もあり、尙或は選舉を改めて爲す場合も在らむと思惟す、斯る將來の場合該權利者は働き得るものなり」と述ぶ。

次いで議長指名の委員九名に附託し、二月十四日以降委員會を開くこと六回、第一條末文に於ける「全部又ハ一部の七字を削除修正可決し、尙附帶決議として左の如き希望條件を決定す。

第一 本法制定ノ精神ハ特別都市計畫法ニ依ル區劃整理ノ進捗ヲ圖リ一面罹災寺院ノ救済ニ在ルコ

トハ政府ノ聲明スル所ナリ政府ハ其ノ聲明ノ趣旨ニ鑑ミ本法第三條ノ強制規定ヲ適用スルニ當リテハ是カ濫用ノ弊ニ陥ルコトナカラシムル爲深甚ナル注意ヲ拂ハレムコトヲ望ム

第二 寺院境内地讓與審査會ニハ政府當局者ノ外貴衆兩院議員及本件ニ理解ヲ有スル經驗者ヲ以テ組織セラレムコトヲ望ム

次で二月二十四日本會議に上程あり、横山委員長より、委員會に於ける経過と原案修正の理由並委員會に於て可決せる希望條件を朗讀し、尙希望條件の趣旨に付政府に對する希望を述べ、之に對し早速政府委員より希望の趣旨に副ふべきは勿論政府の最初より豫期する所なりと答へ、何等の異議なく委員長修正報告通可決さる。

三月二日本法案に就き貴族院に於ては衆議院送付修正案の上程あり、早速政府委員提案の説明をなし尙第一條中一部修正削除は趣旨に於て大異なきを以て衆議院の修正に同意を表したる旨を述べ、次いで議長指名の特別委員九名に附託さる。

三月六日及十二日の委員會に於ては格別の質問もなく採決の結果衆議院修正案の通可決せり、越えて三月十六日本會議に上程、徳川委員長委員會の経過を詳述し、衆議院修正案通異議なく可決確定し、大正十四年三月二十七日法律第四號として公布さる。

第八節 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理に

伴ふ清算金及補償金に關する法律案

第一項 衆議院に於ける審議

大正十五年三月十八日政府提出に係る本案を第五十一議會衆議院本會議に上程す。

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ニ伴フ清算金及補償金ニ關スル法律案

(小字ハ衆議院修正、一ハ同削除ノ符號ナリ)

第一條 本法ニ於テ清算金ト稱スルハ特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テ耕地整理法第三十條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ交付スヘキ金額ヲ謂フ

第二條 清算金ヲ納付スヘキ義務アル者ニ對シ同一土地區劃整理施行地區内ニ於ケル土地ニ關スル權利ニ付特別都市計畫法第八條ノ補償金ノ交付スヘキ場合ニ於テハ整理施行者ハ徵收スヘキ清算金ニ之ヲ充ツルコトヲ得但シ其ノ補償金カ耕地整理法第二十五條ノ規定ニ依リ供託スヘキモノナルトキハ其ノ補償金ヲ交付スヘキ土地ニ關スル權利ニ付徵收スヘキ清算金ニノミ之ヲ充ツルコトヲ得

第三條 整理施行者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ徵收スヘキ清算金ニ付利子ヲ附シ^五三年ヲ超エサル期間ニ於テ分納スルコトヲ認ムルコトヲ得

前項ノ利子ハ之ヲ清算金ト看做ス

第四條 整理施行者ハ清算金交付ノ爲必要アルトキハ耕地整理法第三十條ノ規定ニ拘ラス他ノ土地區劃整理施行地區ニ於テ徵收シタル清算金ヲ以テ繰替支辨シ又整理施行者カ行政官廳ナルトキハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳又ハ公共團體ナルトキハ其ノ公共團體ノ立替金ヲ以テ支辨スルコトヲ得

整理施行者前項ノ規定ニ依リ繰替又ハ立替支辨シタルトキハ徵收シタル清算金ヲ戻入シ又ハ返還スヘシ

第五條 清算金ニ剩餘ヲ生シタルトキハ其ノ剩餘金ハ整理施行者カ行政官廳ナルトキハ國、公共團體ヲ統轄スル行政官廳又ハ公共團體ナルトキハ其ノ公共團體ニ歸屬ス

第六條 土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ當事者双方連署ヲ以テ遲滯ナク整理施行者ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ

前項ノ届出ヲ爲ササル場合ニ於テハ清算金ノ徵收又ハ交付ニ關シテハ其ノ讓渡ハ之ヲ以テ整理施行者ニ對抗スルコトヲ得ス

土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ分割讓渡ニ付第一項ノ届

出アリタルトキハ整理施行者ハ遲滯ナク各當事者ヨリ徵收スヘキ清算金額又ハ各當事者ニ交付スヘキ清算金額ヲ通知スヘシ

第七條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ消滅シタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ヲ讓渡シタルトキハ當事者双方連署ヲ以テ遲滯ナク整理施行者ニ其ノ旨ヲ届出ツヘシ
前項ノ届出ヲ爲ササル場合ニ於テハ清算金ノ徵收又ハ交付ニ關シテハ其ノ讓渡ハ之ヲ以テ整理施行者ニ對抗スルコトヲ得ス

土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ分割讓渡ニ付第一項ノ届

出アリタルトキハ整理施行者ハ遲滯ナク各當事者ヨリ徵收スヘキ清算金額又ハ各當事者ニ交付スヘキ清算金額ヲ通知スヘシ

第七條 前條ノ規定ハ土地ニ關スル權利ニ付清算金ヲ徵收セラレ又ハ交付セラルヘキ場合ニ於テ其ノ權利ノ消滅シタル場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

提出理由

特別都市計畫法第五條ノ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於ケル清算金ノ徵收及交付竝特別都市計畫法第八條ノ補償金ノ交付ニ關シ新ニ法規ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ
依政府委員提案の理由を説明し「東京及横濱の復興計畫に於ける土地區劃整理の施行に當り所謂換地は從來の土地を標準として之を交付し、換地を以て相殺し得ざる場合、初めて金錢を以て清算を爲すこの清算に付今次の區劃整理に於ては努めて之を少からしむる方針なるも、實施上尙已むを得ずして換地處分に伴ひ清算金の徵收を要すべきもの相當ある見込なるを以て、此の清算金の交付は即時支拂ふ豫定なり、又徵收に付きては大震災の創痕尙癒えざる關係者より一時に之を徵收すること頗る困難なる事情にあるが故に市民の經濟を考慮し、茲に特別の法律を制定して、清算金の徵收に付整理施行者をして一定期間の猶豫を求むるを得せしめ、以て市民の困難を緩和するに努むると共に、其の交付に付必要ある場合は第一には特別都市計畫法第八條に依り交付すべき補償金を以て徵收すべき清算金に充つるの途を開き、第二には國又は公共團體の經營を以て立替支辨する方法を設け、以て區劃整理の圓滑なる施行を圖らむとす、是れ本案の提出理由にして、尙本法の施行に必要な經費は別途追加豫算を以て之を提出せる次第なり」と述べ。